

第22期第6回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年1月25日（火） 13：30～
場 所 相馬会場（主会場）
相馬双葉漁業協同組合2階中会議室
(相馬市尾浜字追川196)
いわき会場（副会場）
福島県水産会館研修室
(いわき市中央台飯野4丁目3-1)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議題
 - (1) 議案
 - 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について（諮問・答申）
 - 議案第2号 福島県資源管理指針の変更について（協議）
 - 議案第3号 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
 - 議案第4号 いかつり漁業に関する委員会指示について
 - (2) 報告事項
 - ア 第36回太平洋広域漁業調整委員会の結果について
 - イ 全国海区漁業調整委員会連合会会長副会長会議の結果について
 - ウ 漁業権に係る資源管理状況等の報告について
- 6 閉会

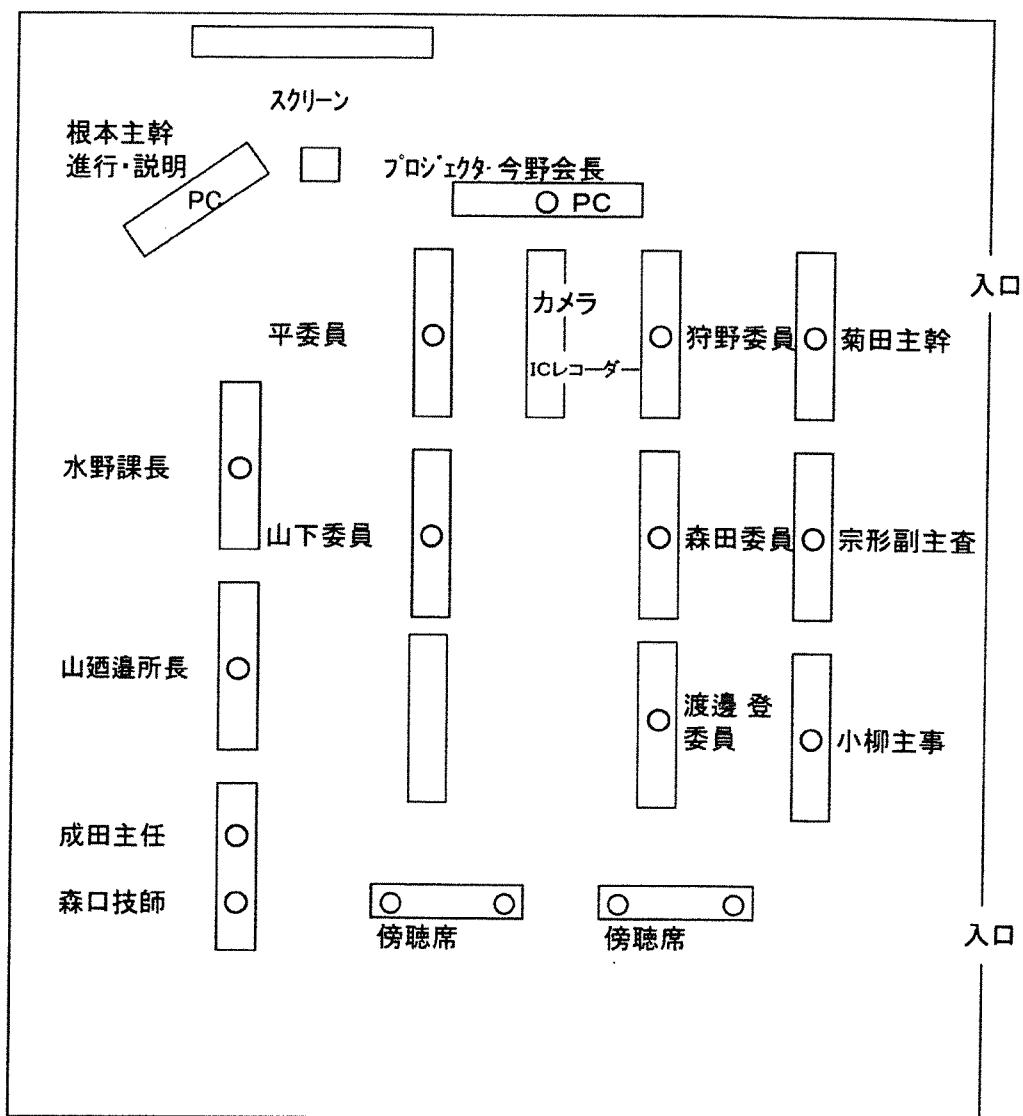
第22期第6回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時：令和4年1月25日(火) 13:30～
 場 所：相馬会場（相馬双葉漁業協同組合2階中会議室）
 いわき会場（福島県水産会館研修室）

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者（会長）	今野 智光	相馬	水産課長（併） 海区事務局長	水野 拓治	相馬
学識経験（会長代理）	鈴木 哲二	いわき	水産課主任主査	成田 薫	相馬
漁業者	今泉 浩一	いわき	水産課技師	森口 隆大	相馬
漁業者	狩野 一男	相馬	水産事務所長	石田 敏則	いわき
漁業者	平 仁一	相馬	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	いわき
漁業者	永瀬 哲浩	いわき	水産海洋研究 センター所長	齋藤 健	いわき
漁業者	森田 政利	相馬	水産資源研究所長	山廻邊 昭文	相馬
漁業者	山下 博行	相馬	海区事務局 主幹 (総務担当)	菊田 嘉重	相馬
漁業者	吉田 康男	いわき	" 主幹 (業務担当)	根本 芳春	相馬
漁業者	渡邊 登	相馬	" 副主査	宗形 莉苗	相馬
学識経験	川邊 みどり	WEB	" 副主査	川本 和宏	いわき
学識経験	久保木 幸子	いわき	" 主事	小柳 孝光	相馬
学識経験	渡邊 千夏子	WEB	" 主事	千野 力	いわき
中立	宮下 朋子	WEB	" 専門員	坂本 純一	いわき

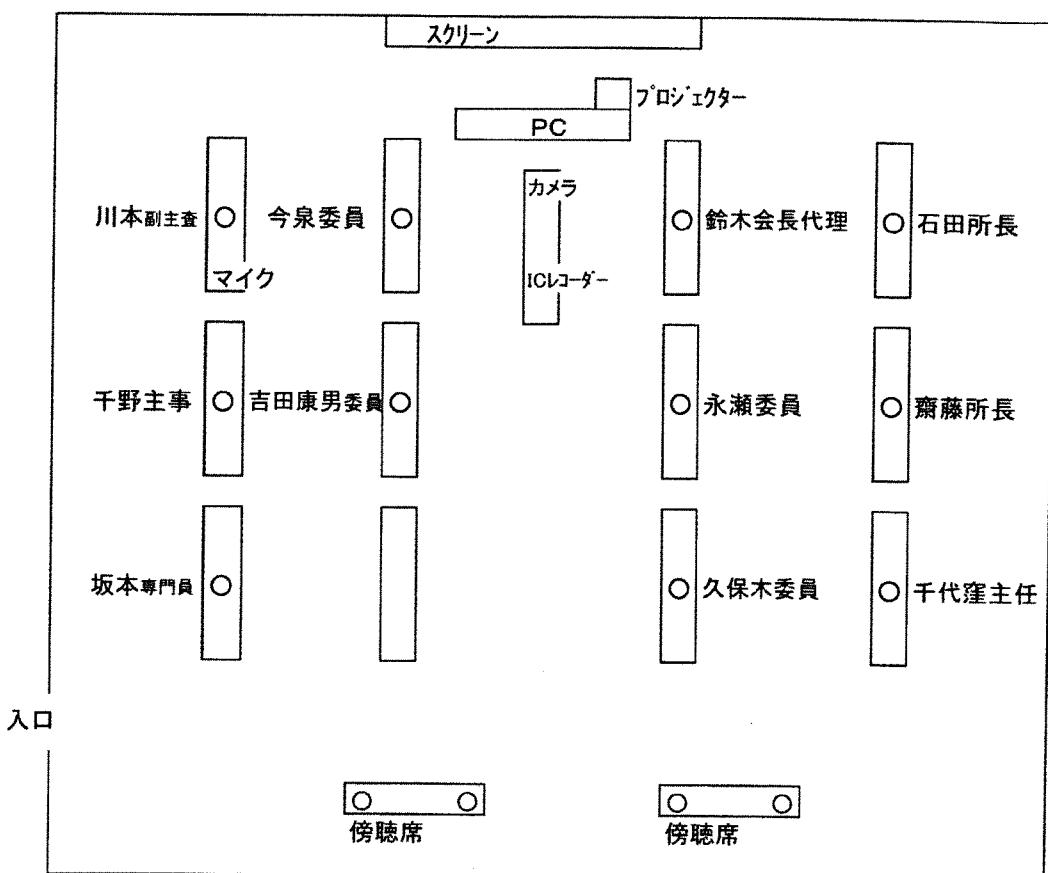
第22期第6回福島海区漁業調整委員会 席次

相馬会場：相馬双葉漁業協同組合2階中会議室



第22期第6回福島海区漁業調整委員会 席次

いわき会場：福島県水産会館1階研修室

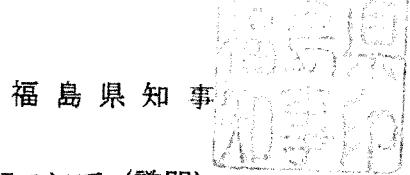




議案 第1号

3 生流第 3834 号
令和4年1月13日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求める。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

福島県告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和四管理年度における数量を次のように定めたので、次のとおり公表する。

令和四年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

令和四管理年度（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間をいう。）における漁業法第十六条第一項に掲げる福島県知事管理漁獲可能量

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

十一・七トン

二 知事管理区分に配分する数量

全量を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

一・〇トン

二 知事管理区分に配分する数量

全量を福島県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分する。

(別 紙)

- 1 概 要：特定水産資源のうち、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）について、県資源管理方針に即して、令和4管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源である「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の令和4管理期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
※ 農林水産大臣が定める数量は、令和3年12月24日付け3水管第2462号で通知された。
- 4 策定の内容：農林水産大臣から通知された数量に基づき、「くろまぐろ（小型魚） 11.7トン」「くろまぐろ（大型魚） 1.0トン」とする。

(参考)

	都道府県別漁獲可能量（当初配分）	
	令和3管理年度	令和4管理年度
くろまぐろ（小型魚）	7.9トン	11.7トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン	1.0トン

※ 国が留保する数量の削減等の結果生じた数量が上乗せされたことから、小型魚の当初配分が令和3管理年度より3.8トン増えた。

- 5 諒問予定 令和4年1月25日開催
第22期第6回福島海区漁業調整委員会で諒問

(今後の予定)

- 1月25日 第22期第6回福島海区漁業調整委員会に諒問・答申
2月中旬 農林水産大臣に知事管理漁獲可能量を定める協議
2月下旬 農林水産大臣の承認通知
3月末迄 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載）



3水管第2462号
令和3年12月24日

福島県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

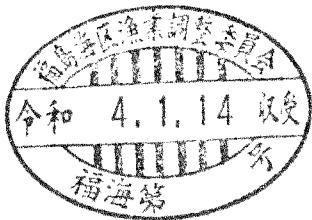
くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福島県分)
くろまぐろ（小型魚）	11.7トン
くろまぐろ（大型魚）	1.0トン



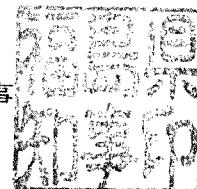
写

議案 第2号

3 生流第3933号
令和4年1月14日

福島海区漁業調整委員会長様

福島県知事



福島県資源管理指針の変更について（協議）

このことについて、下記により別紙のとおり変更したいので、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号制定）第2の3の（2）の規定により貴委員会への意見を求める。

記

1 変更理由

資源管理指針・計画策定要領第4の規定に基づき、指針の見直しについて検討した結果、平成29年の福島県資源管理指針変更後に生じた、県の漁業状況及び資源状況の変化に応じて指針を変更するもの。

2 変更内容

福島県の漁業状況及び資源状況等の変化に伴う時点修正・更新

3 添付書類

- (1) 「福島県資源管理指針」の変更について（別紙1）
- (2) 福島県資源管理指針（変更案）（別紙2）
- (3) 福島県資源管理指針新旧対照表（別紙3）

（事務担当 農林水産部水産課 技師 森口 隆大 電話 024-521-7376）

「福島県資源管理指針」の変更について

平成23年4月21日付けで策定、平成29年11月27日付けで変更した「福島県資源管理指針」（以下、指針）について、下記のとおり変更を行うこととする。

記

1 福島県の漁業状況及び資源状況等の変化に伴う更新

平成29年以降の水揚げ状況に伴う時点修正及び試験操業終了による記載の変更

【参考】資源管理指針とは

漁業調整規則や漁業権行使規則、海区漁業調整委員会指示などの公的規則や、資源回復計画に基づいて実施してきた取組、さらに、漁業者が自主的に行ってきました取組などを総合的に取りまとめた指針であり、県や国が定める。

漁業者はこの指針に基づき資源管理計画を作成し、実践することにより、漁業共済加入に対する国からの支援などの所得補償制度を活用することができる。

福島県資源管理指針（変更案）

平成23年 4月14日策定
平成24年 9月 3日変更
平成29年11月27日変更
令和 4年 2月 日変更

第1 福島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

※沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共に資源を利用していることから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。

1 福島県の漁業概観（漁場環境、資源來遊状況、漁業実態、生産量等）

本県は、東北地方太平洋岸南部に位置しており、海岸線は単調な形状を呈し、総延長は約160kmである。福島県沖は黒潮と親潮が交錯する海域であり、良好な漁場が形成されている。内湾性の海域は、沿岸北部の松川浦のみであり、周囲20.5km、総面積6.46km²の大きさで、大潮の干潮時には水路以外のほとんどが干出する潟湖である。

東日本大震災（以下、震災）前の沿岸漁業生産量は2.5万トン前後、生産金額は90～110億円で推移していた。沿岸漁業における漁業種類別の漁獲金額比率でみると、沖合底びき網漁業（37%）、機船船びき網（22%）、さし網（19%）の占める比率が高い（平成21年）。その他、小型機船底びき網漁業、かご、つり・はえ縄、採貝藻（潜水）、貝けた網、定置網については漁獲金額比率は低いものの、主たる漁業とする経営体がみられた。

漁獲量の大きな割合を占めるメロウド、オキアミを除くと震災前の漁獲量は安定的に推移していた。

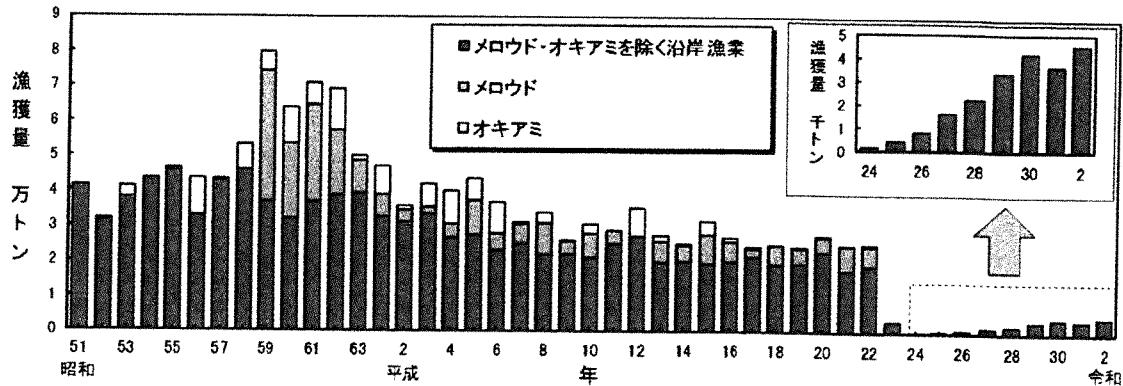
また、本県沿岸域は、南北で異なる環境条件により漁業における定着性底魚資源への依存度に差がみられていた。

沿岸北部（相双地方）は漁場の生産力が高い遠浅の仙台湾、低水温の条件のもと、沖合底びき網、さし網を中心に、定着性底魚資源への依存度が高いが、機船船びき網などによる回遊性魚の利用も平成10年頃より高まっていた。

一方、沿岸南部（いわき地方）は急深で漁場が狭いこと、水温が高いことからさし網漁業への依存が低い一方で、シラス等を漁獲する機船船びき網漁業への依存度が高く、また、磯根資源を利用する漁業が発達していた。

震災及び東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）事故の影響により沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされた一方で、漁業再開に向か、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行い、出荷先での評価を調査する試験操業を開始した。当初、試験操業は沖合底びき網漁業において、3種を対象に水深150m以深の本県北部海域で開始された。また、他の沿岸漁業では、平成24年7月から沖合たこかご漁業で開始された。試験操業は徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場で一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和3年3月で終了した。令和3年4月からは地区、漁業種類毎に課題を解決し、本格的な操業を目指す取組が開始され、令和3年12月時点で全ての魚介類を対象に福島第一原発半径10km以内を除く海域で

操業している。



福島県沿岸漁業属地水揚量の推移(沖合底びき網漁業を含む)

主たる漁業種類別経営体数

		沿岸計	沿岸内訳								2018年	
			沖合 底び き網	小型底 びき網	船びき網	刺網	小型 定置網	はえ繩	釣	潜水器漁業	採貝藻	
福島県		279	31	25	106	43	0	2	30	0	42	
%			11	9	38	15	0	1	11	0	15	
相馬	相馬計	156	22	5	68	14	0	0	8	0	39	
	%		14	3	44	9	0	0	5	0	25	
	双葉計	31	0	0	26	4	0	0	1	0	0	
	%		0	0	84	13	0	0	3	0	0	
	いわき計	92	9	20	12	25	0	2	21	0	3	
	%		10	22	13	27	0	2	23	0	3	

(農林水産省 2018年漁業センサス)

注:小型底びき網は小型機船底びき網と負けた網の合計

*R2に577経営体が操業

参考(震災前 2008 年)

主たる漁業種類別経営体数

		沿岸計	沿岸内訳									2008年		
			沖合 底び き網	小型底びき網			船びき網	刺網	小型 定置網	はえ繩	釣	潜水器漁業	採貝藻	
				計	(小型機船 底びき網)	(負けた 網)								
福島県		656	39	81	21	60	183	175	4	16	51	21	25	
%			6	12	3	9	25	27	1	2	8	3	4	
相馬	相馬計	361	29	42	0	42	86	116	4	9	13	2	18	
	%		8	12	0	12	24	32	1	2	4	1	5	
	双葉計	86	0	15	1	14	32	37	0	1	10	0	1	
	%		0	16	1	15	33	39	0	1	10	0	1	
	いわき計	183	10	24	20	4	44	22		6	28	19	6	
	%		5	13	11	2	24	12	0	3	15	10	3	

(農林水産省 2008年漁業センサス)

注:小型底びき網の内訳については、県調べによる。

2 資源管理の実態（資源管理型漁業推進総合対策事業等に基づく資源管理、資源回復計画等）

平成5年を「資源管理元年」と銘打って、ヒラメ全長30cm自主規制の取組みを開始したなど、自主的な資源管理により本県沿岸漁業資源は安定化が図られているものと考えられている。また、ヒラメ漁獲サイズ規制は全国に先駆けた取組みとして定着しており、資源管理効果はもとより、その成功は資源管理の重要性を本県漁業関係者の意識に深く定着し、その後の資源管理型漁業の展開につながっている。

(1) 資源管理型漁業推進総合対策事業等により開始された取組み

- ア アイナメ 全長規制
- イ ホッキガイ 漁期の漁獲総量の設定
- ウ イシカワシラウオ 漁期の設定

(2) 資源回復計画に基づく取組み

- ア 福島県マアナゴ資源回復計画に基づく、成魚の全長規制及び加入量に影響を与える葉型仔魚（ノレソレ）の漁獲制限。
- イ 太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（キアンコウ、ヤナギムシガレイ）に基づく、禁漁区の設定。

資源回復計画は平成24年3月31日をもって終了したが、上記計画に基づき実施してきた取組みについては、今後も継続する。

3 資源管理の方向性

少ない努力で高い収益を確保する「ふくしま型漁業」の実現のため、休業等の取組みにより、震災前の6割の努力量を資源管理の基本とする。その上で、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置を遵守するとともに、これまでに取り組んでいる漁獲可能量管理や資源回復計画に基づく取組みも含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組みを推進することで、水産資源の維持・回復を図る。

アワビ、ホッキガイについては単一漁業種類による資源利用であることから、魚種別の資源管理措置に取り組むこととする。また、本県沿岸漁業の多くの漁業種類は複数の魚種を対象にしていることから、これらについては漁業種類別に、経営上重要な魚種を対象に取組むこととする。また、地域により漁場や底魚資源への依存度に差があることから、必要に応じて地域ごとに異なる資源管理措置に取り組むこととする。

また、沖合底びき網漁業については、小型機船底びき網漁業等の沿岸漁業と共に資源を利用しているため、同様の自主的な管理が行われるよう関係者間の調整に努めることとする。

さらに各資源管理組織（漁業協同組合及び漁法ごとの漁業者協議会等）は、入会漁業に関して他県で操業する場合においては、他県における自主的な取組みに協力するとともに、本県漁場で操業を行う他県船に対し、本県と同様の取組みについて調整が図れるよう努めることとする。

・くろまぐろについては、ひき釣り漁業等により本県海域で漁獲される資源である。広域に分布する資源であり、「漁業法」に基づく「福島県資源管理方針」により、適切な資源管理措置を講じることとする。

なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び広域漁業調整委員会及び海区漁業調整委員会指示を含む）を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組みであって、水産基本計画(平成14年3月閣議決定)に基づく取組みの開始された平成14年度以降にこれら公的規制に移行したものについては、本指針においては、自主的取組みとみなすものとする。

4 震災の影響への対応

震災及び福島第一原発事故による長期にわたる漁業の自粛によって、資源状況が大きく変化していることから、漁業再開に当たっては資源状況に応じた資源管理の取組みについて検討する必要がある。

このため、県は漁業再開後の資源管理型漁業の推進に必要な調査を継続し、調査結果をもとに本指針の内容を検討してきたものであり、今後も漁業者等への情報提供及び必要な提言を行い、漁業者自らの協議により決定、実行される自主的な資源管理の取組みの充実・強化を図ることとする。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向 【魚種別資源管理】

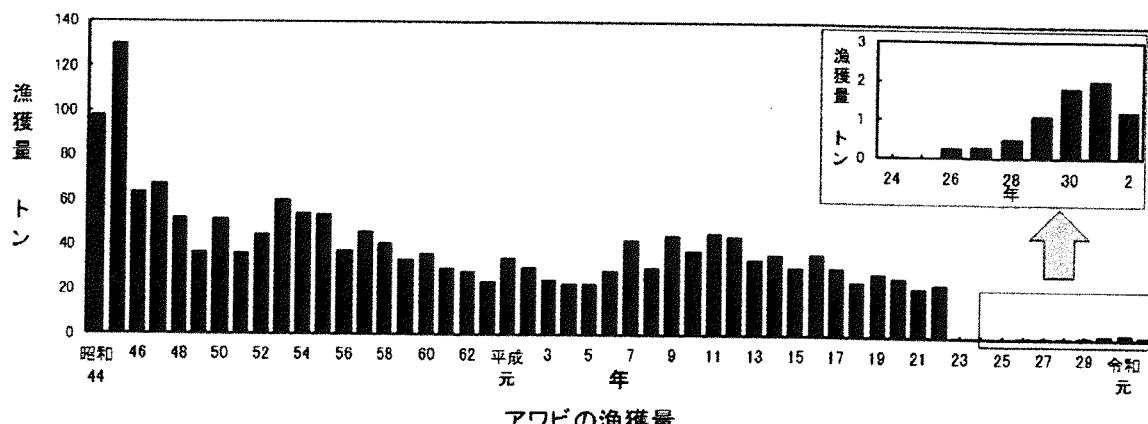
1 アワビ

(1) 資源及び漁獲の状況

素潜り又は潜水器使用により漁獲される。栽培漁業対象種であり、漁獲物の半数以上を放流資源が占めていたが、震災により種苗放流が中断した影響で放流資源の割合は低下しつつある。

令和元年2月に新たな種苗生産施設が供用開始され、震災前と同規模でのアワビ種苗の生産及び放流が可能となり、令和8年度には100万個放流の効果が表れることを踏まえ、資源の安定化を図っていく必要がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、平成26年5月から操業が行われている。



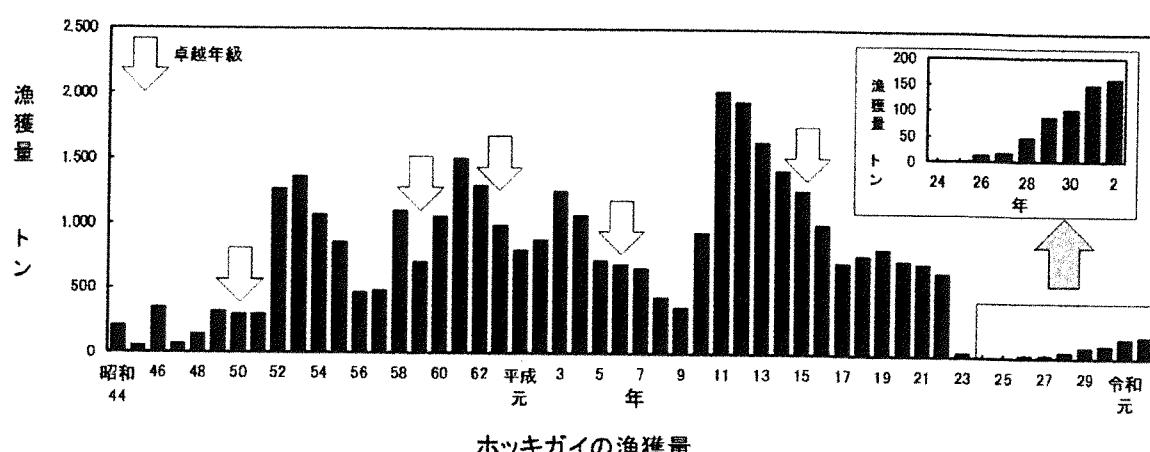
2 ホッキガイ

(1) 資源及び漁獲の状況

貝けた網漁業により漁獲されている。資源水準は長期的な大変動を繰り返し、昭和20年代から40年代は低水準期、昭和50年以降は高水準期となっている。昭和50年代以前は相馬地区のみで漁業が行われていたが、資源状況が改善した後は、県下全域で漁業が行われている。

数年に一度、卓越年級群の発生がみられ、それを計画的に管理しながら漁獲している。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、平成26年6月から操業が行われている。



【漁業種類別資源管理】

1 機船船びき網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

機船船びき網漁業では、コウナゴ（イカナゴ仔稚魚）、メロウド（イカナゴ成魚）、シラス（カタクチイワシ仔稚魚）、シラウオ（イシカワシラウオ）、オキアミ（ツノナシオキアミ）、ノレソレ（マアナゴ仔魚）等の沿岸性の複数の浮魚類を漁獲しているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

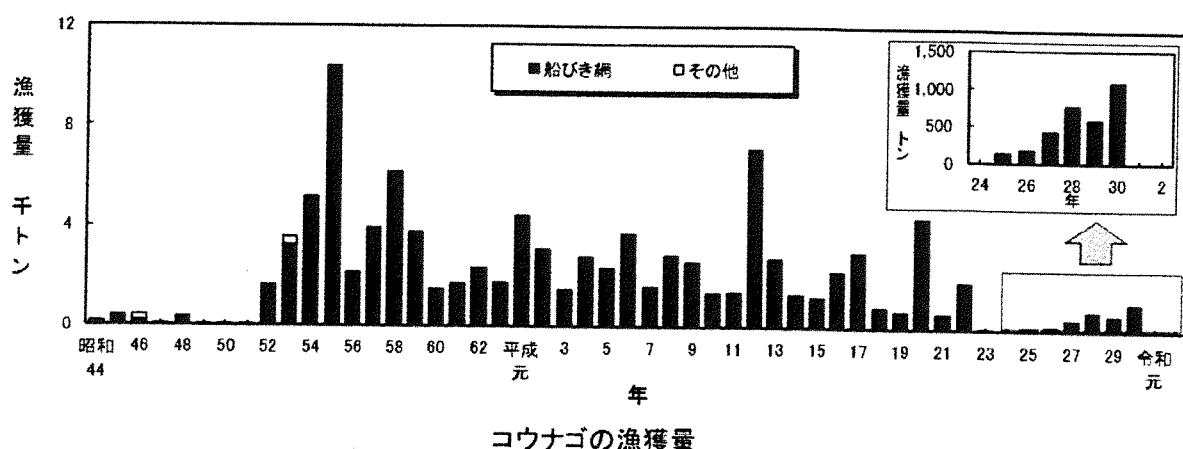
機船船びき網漁業での震災前（平成17～22年）の漁獲量は約8,000～12,000トン、漁獲金額は10～30億円で推移していた。

コウナゴ、シラス、オキアミは、来遊資源であり、年変動が大きい。シラスは平成10年頃より、沿岸北部の相馬地区、双葉地区における漁場が開拓され漁獲が大きく増加した。

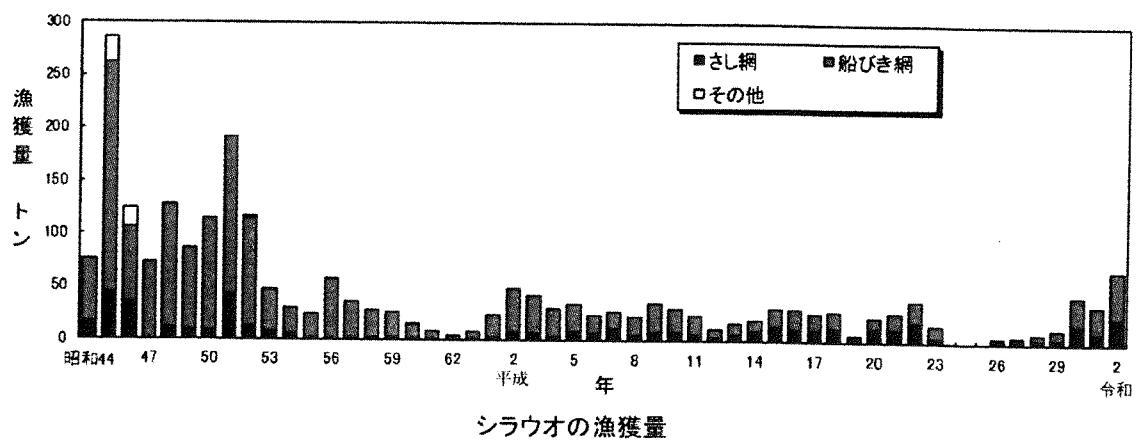
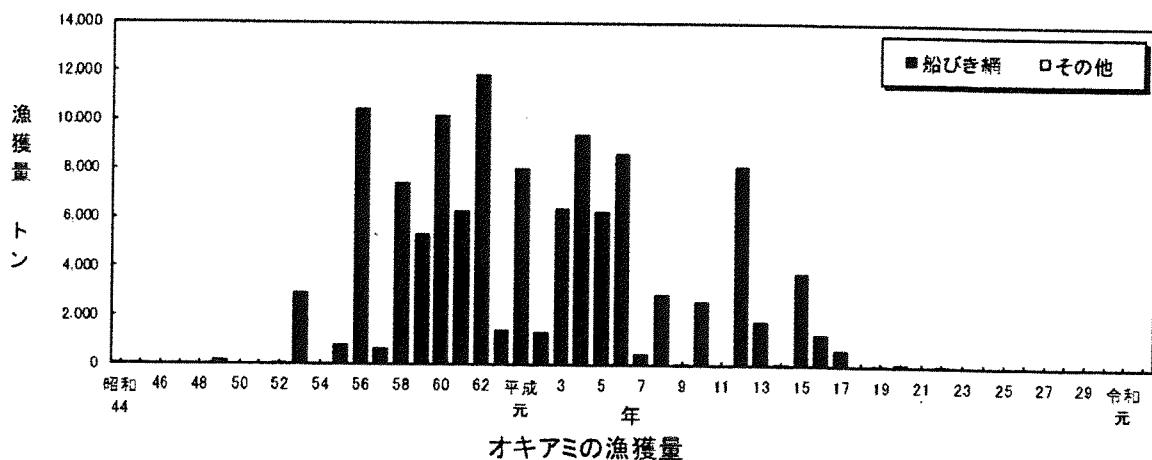
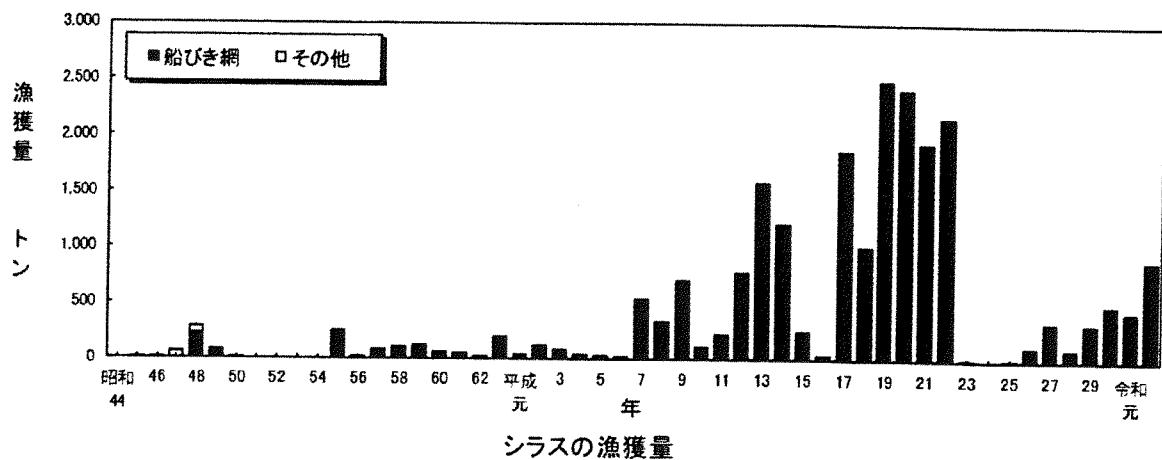
シラウオは、本県沿岸の地先資源であり、年魚であることから、資源状況は前年の親魚の産卵数に大きく左右される。漁獲量からみた震災前の資源状況は低位、横ばいであった。

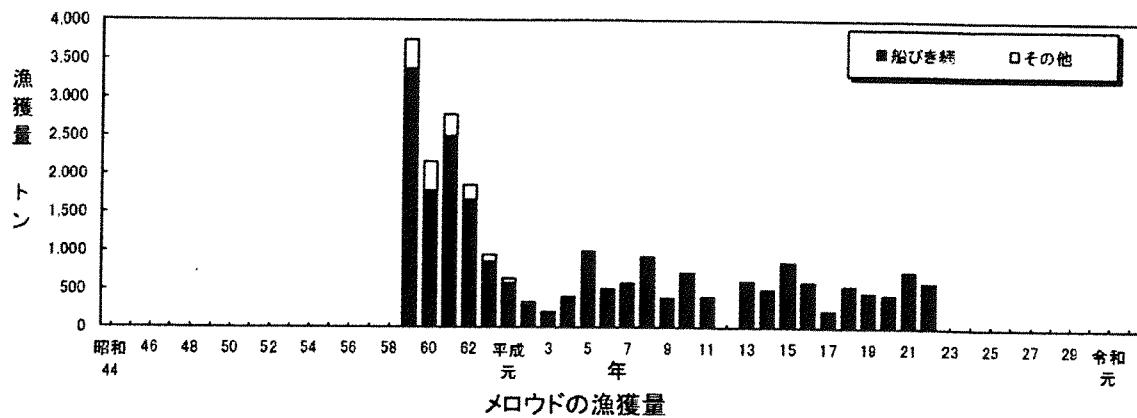
イカナゴの成魚であるメロウドも漁獲対象となっており、その加入量を左右するコウナゴについて漁獲を制限するとともに、親魚としてのメロウドについても漁獲制限が行われている。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、機船船びき網漁業は平成25年4月からコウナゴ、平成25年8月からシラス、平成27年1月からシラウオを対象として操業が行われている。このうち、シラスとシラウオは、漁獲量を着実に増加させているが、コウナゴは平成30年まで漁獲量を増加させていた。しかし、コウナゴの資源の保護、底魚類の餌料環境の向上の観点から、親であるメロウド全面休業を続けたにもかかわらず、令和元年には漁場形成がなく、令和2年及び3年も全面休漁とした。



コウナゴの漁獲量





(2) 資源管理目標

来遊資源が主体であることから、効率的な漁獲を目指すが、カレイ類等の重要魚種の餌料生物であることに配慮し、努力量の制限などに取り組むことで、計画的な漁獲による資源利用の効率化を図る必要がある。

(3) 資源管理措置

効率的かつ安定的な資源利用を推進するため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的な取組みとして以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

休漁

資源管理効果の向上のため、上記の措置のほか、地域ごとの状況にあわせて「福島県マアナゴ資源回復計画」に基づき実施してきたノレソレ禁漁または漁獲量制限に取り組むとともに、オキアミ漁獲量制限、シラウオ及びコウナゴの漁期の制限、シラス操業時間制限、メロウド漁獲量制限等に取り組む必要がある。

2 さし網漁業（固定式さし網漁業）

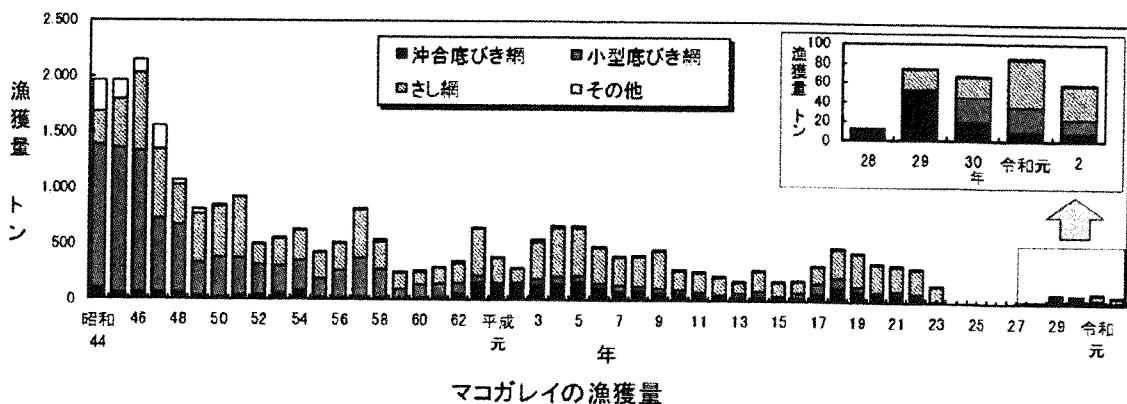
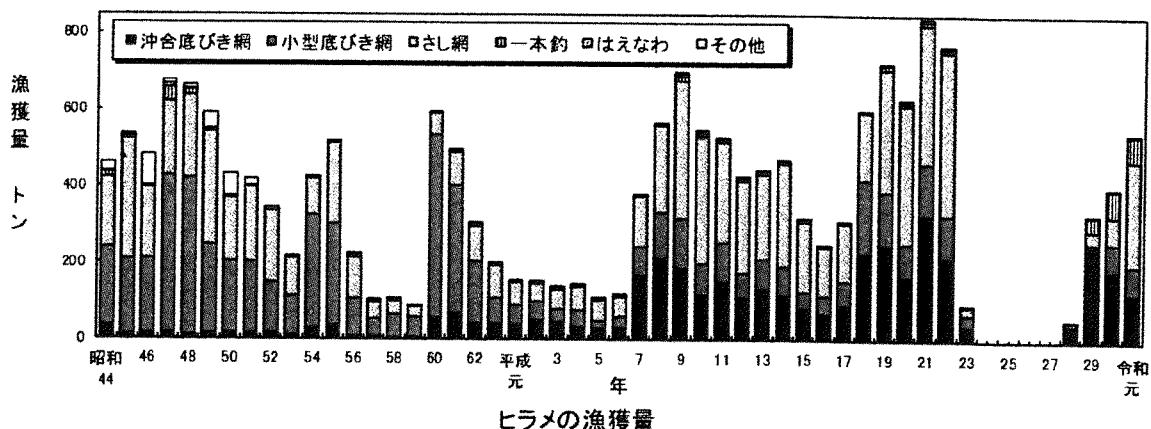
(1) 資源及び漁獲の状況

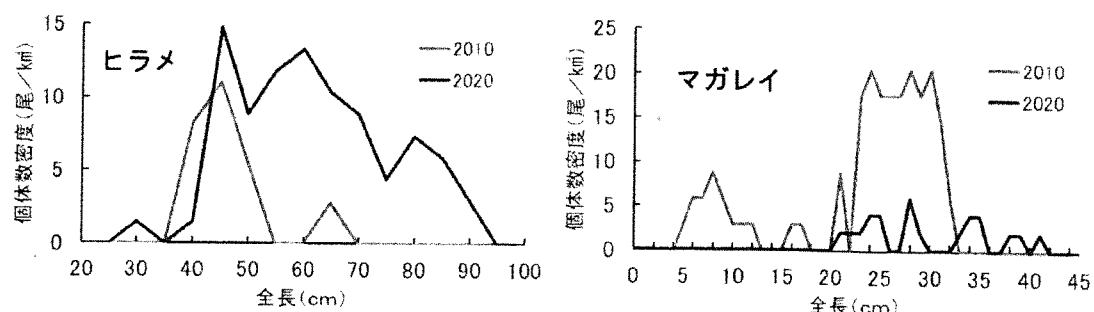
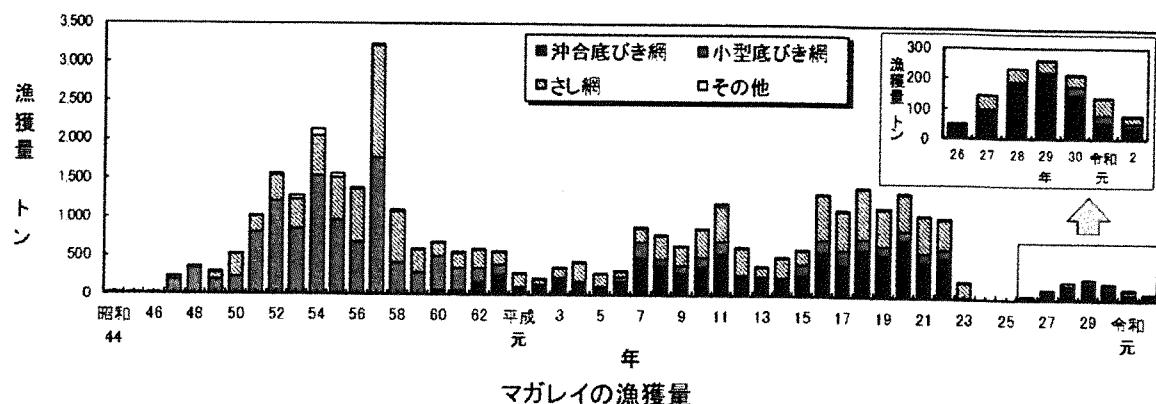
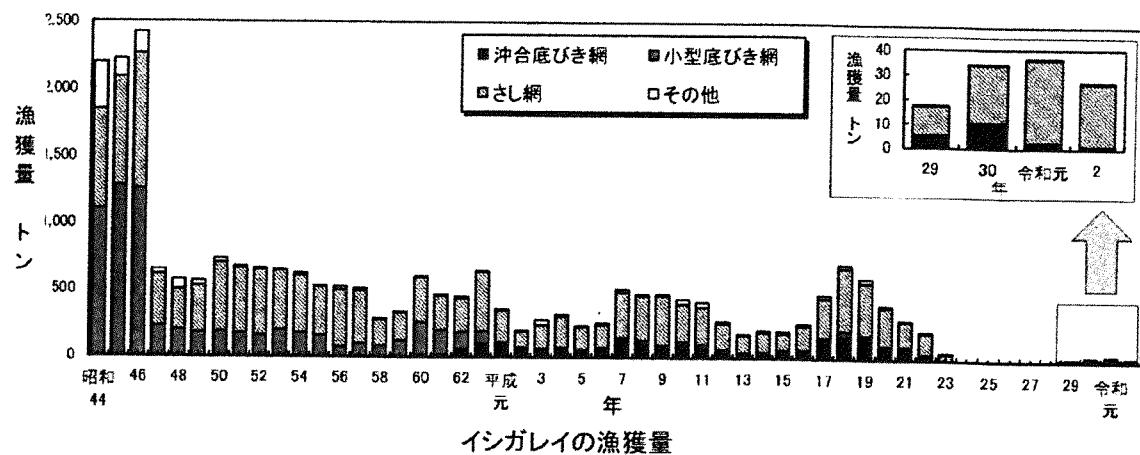
さし網漁業では、ヒラメ、カレイ類を中心とした複数の魚種を対象としているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

震災前（平成 17～22 年）の漁獲量は、約 2,000～3,000 トン、漁獲金額は 14～20 億円で推移している。漁獲の主体はヒラメ及び沿岸性カレイ類であり、漁獲金額の約 60%をヒラメ、マガレイ、マコガレイ、イシガレイが占めていた。

これらの資源状況は、震災前にはヒラメは高位安定、イシガレイは高位減少、マコガレイは中位減少、マガレイは高位安定となっていた。震災後は大型魚が主体となっている一方、マガレイでは資源が減少傾向であることが調査で明らかとなっており、今後の資源動向については稚魚の加入状況を注視する必要がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成 23 年 3 月以降、操業を自粛していたが、さし網漁業は平成 26 年 6 月から操業が行われている。また、ヒラメでは福島海区漁業調整委員会指示によるサイズ規制のほか、漁業者による自主的なサイズ規制が実施されている。





(2) 資源管理目標

震災後は大型魚が主体の資源状況となっているため、漁獲努力量の適切な管理により、親魚量の確保と漁獲サイズの大型化を図り、資源を増加、安定させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

ヒラメ、沿岸性カレイ類資源については、震災以降、大型魚主体の資源状況となっており、特にヒラメは近年高い資源水準を維持している。これらの資源を有効かつ持続的に利用するため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、地域別に以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

休漁

資源管理効果の向上のため、上記の措置のほか、地域ごとの状況にあわせてホシガレイ及びマガレイの全長制限に取り組むとともに、産卵期のマコガレイ親魚保護について検討する必要がある。

3 小型機船底びき網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

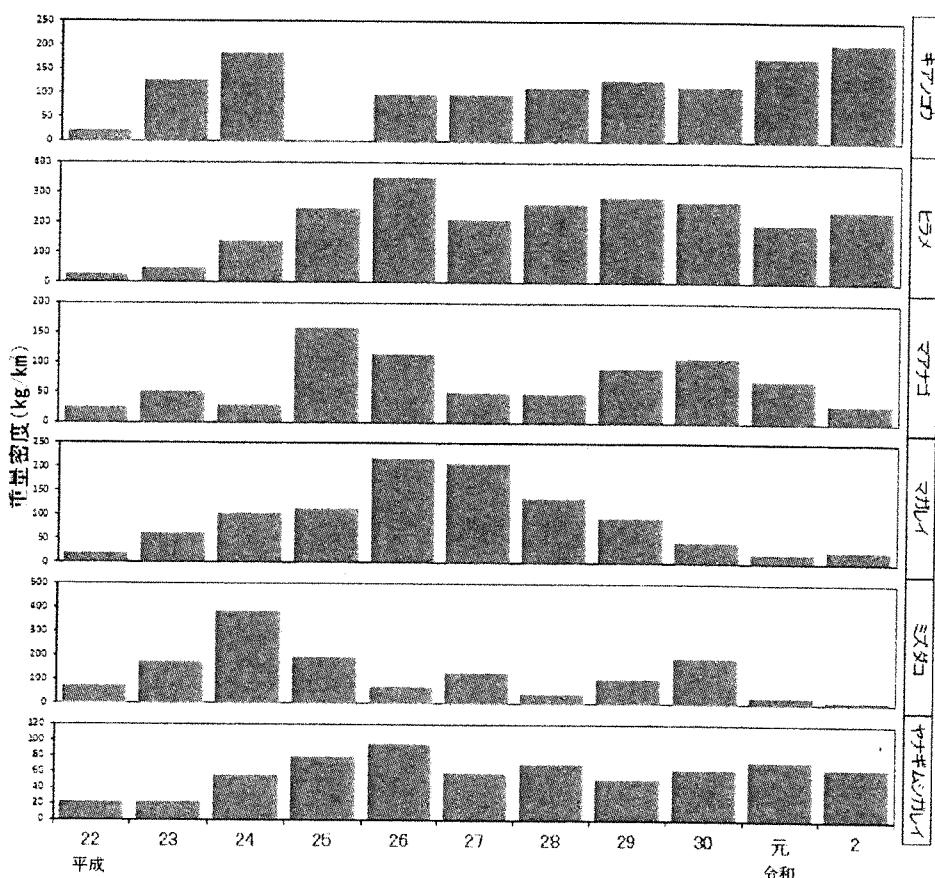
小型機船底びき網漁業では、ヒラメ、カレイ類を中心とした複数の魚種を漁獲対象としているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

小型機船底びき網漁業での震災前（平成 17～22 年）の漁獲量は約 1,300～1,800 トン、漁獲金額は 5～7 億円で推移していた。

漁獲金額の上位を占めるのは固定式さし網同様ヒラメ及び沿岸性カレイ類であり、漁獲金額の約 34% がヒラメ、マガレイ、マアナゴによるものとなっていた。

震災前の資源状況は、ヒラメは高位安定、イシガレイは高位減少、マコガレイは中位減少、マガレイは高位安定、来遊資源であるマアナゴは中位増加となっていた。震災後は、震災前と比較し高い重量密度（1 km²あたりの重量）を保っている魚種が多い一方で、震災前の水準に低下した魚種もみられることが調査で明らかになっており、引き続き魚種毎の資源動向を注視していく必要があると考えられる。

震災及び福島第一原発事故により、平成 23 年 3 月以降、操業を自粛していたが、小型機船底びき網漁業は平成 27 年 9 月から操業が行われている。また、ヒラメでは漁業者による自主的なサイズ規制が実施されている。



いわき丸着底トロール調査による重量密度の経年変化

(2) 資源管理目標

一部の魚種を除き、断続的に良好な新規加入があり、高い資源水準が維持されているため、漁獲努力量の適切な管理により、資源の有効利用及び親魚量の確保と漁獲サイズの大型化を図り、資源を増加、安定させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

ヒラメ、沿岸性カレイ類資源については、震災以降、大型魚主体の資源状況となっており、特にヒラメは、近年高い資源水準を維持している。これらの資源を有効かつ持続的に利用するため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

休漁

資源管理効果の向上のため、上記のほか「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」に基づき実施してきた取組み、「福島県マアナゴ資源回復計画」に基づき実施してきたマアナゴ全長規制のほか、地域ごとの状況にあわせて行うホシガレイ全長制限、アイナメ全長制限に取り組むとともに、産卵期のマコガレイ親魚保護について検討する必要がある。

4 つり・はえ縄漁業

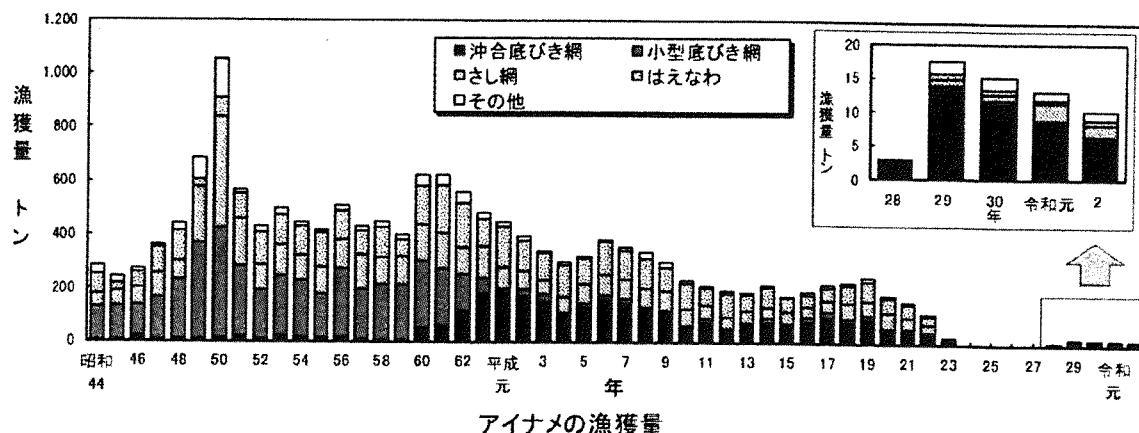
(1) 資源及び漁獲の状況

つり・はえ縄漁業では、メバル、アイナメ、スズキ、ヒラメなどの複数の魚種を漁獲対象としているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

沿岸漁業におけるつり・はえ縄漁業での震災前（平成 17～22 年）の漁獲量は約 180～350 トン、漁獲金額は 2.7～3.6 億円で推移していた。

メバル、アイナメ、スズキ、ヒラメの 4 種で当該漁業種類の漁獲金額の 76% を占めていた。

震災及び福島第一原発事故により、平成 23 年 3 月以降、操業を自粛していたが、つり漁業は平成 28 年 10 月、はえ縄漁業は平成 29 年 2 月から操業が行われている。また、ヒラメでは漁業者による自主的なサイズ規制が実施されている。



自主的措置として、地域別に以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

休漁

資源管理効果の向上のため、上記の措置のほか、地域ごとの状況に合わせてアイナメ及びメバルの全長制限に取り組む必要がある。

5 かご漁業

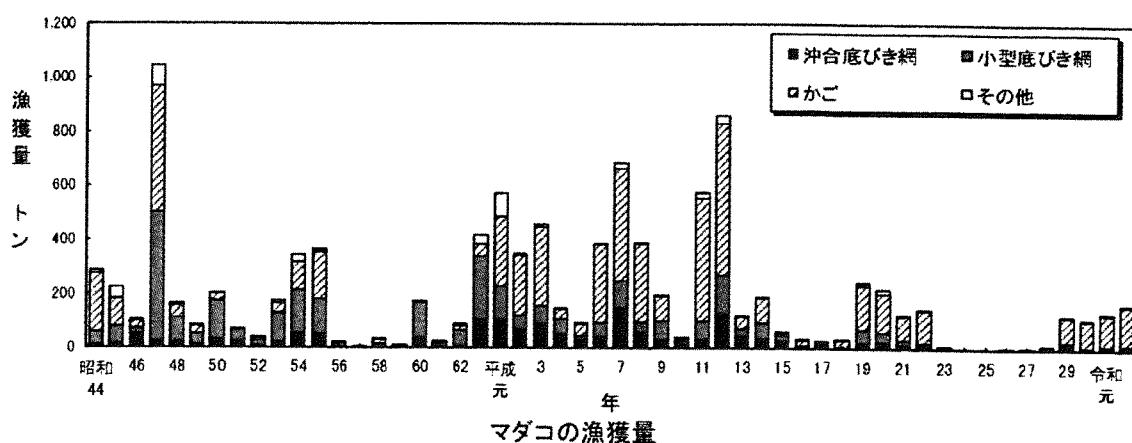
(1) 資源及び漁獲の状況

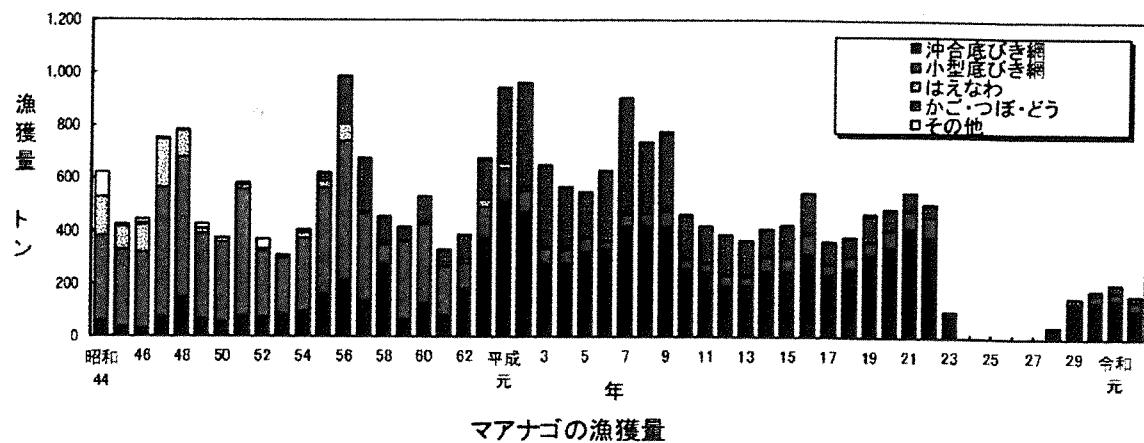
かご漁業では、主にマダコ、ミズダコ、マアナゴが対象となっており、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

かご漁業での震災前（平成 17～22 年）の漁獲量は約 800～1,300 トン、漁獲金額は 4～6 億円で推移しており、ミズダコとマアナゴで漁獲金額の 62% を占めていた。

3 種とも来遊状況によって漁獲量が変動する。南から来遊するマダコは春先の水温が高い年に豊漁となり、北から来遊するミズダコは北からの親潮系冷水が強勢の年に豊漁となる傾向がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成 23 年 3 月以降、操業を自粛していたが、かご漁業は、平成 25 年 7 月から操業が行われている。





(2) 資源管理目標

来遊資源が主体であることから、全長や重量規制により漁獲サイズの大型化を図り、資源の有効活用を目指す。

(3) 資源管理措置

来遊した資源を有効に活用し、漁業収入の安定を図るため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

漁期の制限

資源管理効果の向上のため、上記の措置にあわせて、「福島県マアナゴ資源回復計画」に基づき実施してきたマアナゴ全長規制のほか、地域ごとの状況に合わせて漁獲量制限、マダコの重量規制に取り組む必要がある。

6 定置網漁業

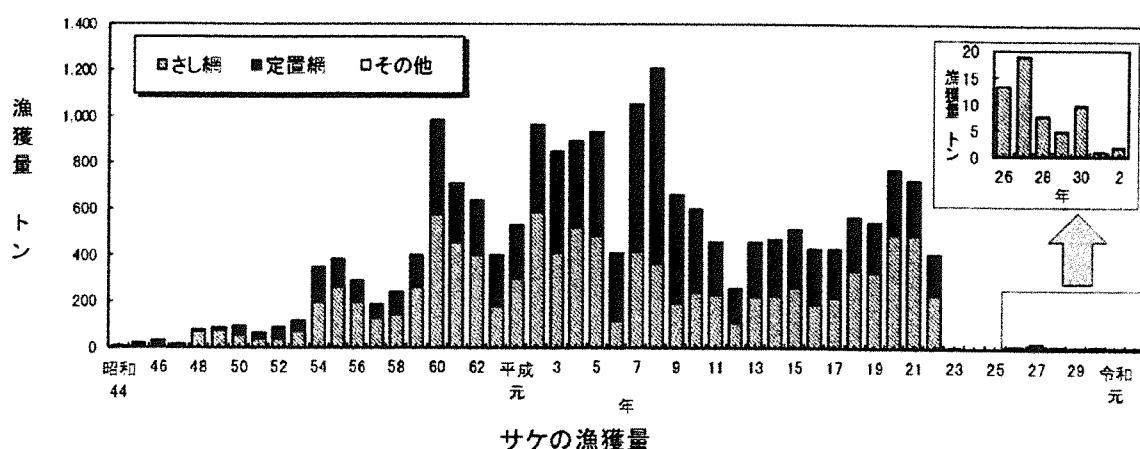
(1) 資源及び漁獲の状況

定置網漁業では、サケを主対象とする操業が多く、漁獲金額の77%をサケが占めている。震災前（平成17～22年）の定置網漁業の漁獲量は約230～330トン、漁獲金額は0.7～1.2億円で推移していた。

主対象となるサケは栽培漁業対象種であり、漁獲物の多くは放流資源である。

震災前のサケ資源は、高位安定傾向にあった。また、海面と河川での採捕割合は概ね1対1で推移していた。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛している。主な対象とするサケについては、震災前に40～50万尾あった沿岸来遊数が平成23年以降5万尾前後に減少し、令和2年は5千尾と著しく減少している。採捕数の減少により、放流稚魚数も大きく減少しており、今後の資源への影響が懸念される。



(2) 資源管理目標

震災及び福島第一原発で中断していたサケの放流事業が一部地域を除き再開されていることから、漁期の制限により河川への十分な親魚の遡上を確保し、円滑な増殖事業を推進することで、サケ資源の安定化を図る。

(3) 資源管理措置

漁獲の主対象であるサケ資源を維持するため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

漁期の制限（サケ）

上記の取組みのほか、河川のサケ増殖団体との調整を図りながら資源管理に努める必要がある。

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（P l a n）、実施（D o）、評価（C h e c k）、改善（A c t）のP D C Aサイクルを着実に実施し、漁業者や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 各資源管理計画において、策定後4年を経過した次の年度に、計画の内容が適切かどうか等について、評価・検証する。
- ② ①の評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 評価に用いる指標は、対象魚種の資源量やC P U E の経年的な変化を基本とし、現時点での資源量やC P U E の把握が難しい漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備を図るものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

第4 その他

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載された資源管理措置について各関係漁業者が誠実に履行することが必要であるため、県は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、県の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。また、履行確認については福島県水産情報システムも合わせて活用することとする。

また、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流の推進などにより資源の増大に努めるとともに、藻場及び干潟の保全及び造成等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

別紙

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認に当たっては、下表に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認書類
休漁（禁漁日の設定、操業期間の設定）	休漁計画の報告（漁業協同組合） 産地魚市場における日別漁業種類別取扱量報告（市場開設者等）

(参考)

沿岸漁業属地漁業種類別・魚種別金額(平成22年 1億円以上のもの)

単位:千円

	小型底びき	貝けた網	船びき網	固定式さし網	定置網	つり・はえ縄	かご	採貝藻	総計
サケ	55	0	0	52,768	50,102	3	0	0	102,942
シラス	0	0	699,418	0	0	0	0	0	699,418
ヒラメ	84,071	0	395	443,352	2,761	3,948	0	0	562,313
イシガレイ	2,848	0	34	113,547	52	469	27	0	116,772
マガレイ	35,145	0	0	191,345	0	1,333	94	0	227,254
マコガレイ	14,322	0	28	208,970	35	2,995	26	0	224,942
メバル	120	0	74	65,102	60	3,318	23	0	104,856
スズキ	4,540	0	2,537	40,663	11,601	56,292	0	0	103,054
メロウド	0	0	478,178	0	0	0	0	0	478,178
コウナゴ	0	0	893,108	0	0	0	0	0	893,108
シラウオ	0	0	48,906	66,265	0	0	0	0	115,172
魚類小計	332,187	0	2,160,654	1,414,932	82,013	245,474	48,625	0	4,332,057
アワビ	0	0	0	0	0	0	0	180,183	180,183
ホッキ	0	184,042	0	0	0	0	0	0	184,042
ミズダコ	21,530	0	2	7,013	0	396	139,011	0	167,754
水産動物小計	133,117	197,125	2,054	96,344	190	664	313,788	305,505	1,049,111
海藻小計	0	0	0	0	0	0	0	18	18
総計	465,304	197,125	2,162,708	1,511,277	82,203	246,139	362,413	305,523	5,381,186

漁業種類別の魚種比重

単位:%

	小型底びき	貝けた網	船びき網	固定式さし網	定置網	つり・はえ縄	かご	採貝藻	総計
サケ	0	0	0	3	61	0	0	0	2
シラス	0	0	32	0	0	0	0	0	13
ヒラメ	18	0	0	29	3	2	0	0	10
イシガレイ	1	0	0	8	0	0	0	0	2
マガレイ	8	0	0	13	0	1	0	0	4
マコガレイ	3	0	0	14	0	1	0	0	4
メバル	0	0	0	4	0	1	0	0	2
スズキ	1	0	0	3	14	23	0	0	2
メロウド	0	0	22	0	0	0	0	0	9
コウナゴ	0	0	41	0	0	0	0	0	17
シラウオ	0	0	2	4	0	0	0	0	2
アワビ	0	0	0	0	0	0	0	59	3
ホッキ	0	93	0	0	0	0	0	0	3
ミズダコ	5	0	0	0	0	0	38	0	3
総計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

魚種別の漁業種類比重

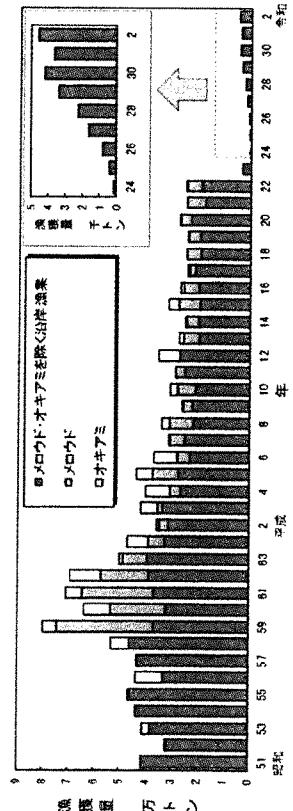
単位:%

	小型底びき	貝けた網	船びき網	固定式さし網	定置網	つり・はえ縄	かご	採貝藻	総計
サケ	0	0	0	51	49	0	0	0	100
シラス	0	0	100	0	0	0	0	0	100
ヒラメ	15	0	0	79	0	1	0	0	100
イシガレイ	2	0	0	97	0	0	0	0	100
マガレイ	15	0	0	84	0	1	0	0	100
マコガレイ	6	0	0	93	0	1	0	0	100
メバル	0	0	0	62	0	3	0	0	100
スズキ	4	0	2	39	11	55	0	0	100
メロウド	0	0	100	0	0	0	0	0	100
コウナゴ	0	0	100	0	0	0	0	0	100
シラウオ	0	0	42	58	0	0	0	0	100
アワビ	0	0	0	0	0	0	0	100	100
ホッキ	0	100	0	0	0	0	0	0	100
ミズダコ	13	0	0	4	0	0	83	0	100

福島県資源管理指針新旧対照表

変更後 (案)	現行
<p>第1 福島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方</p> <p>※沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共に共通の資源を利用していることから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 福島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方</p> <p>※沖合底びき網漁業については、沿岸漁業と共に共通の資源を利用していることから、沿岸漁業の漁獲量、資源状況等については、沖合底びき網漁業を含めた記載とする。</p> <p>(略)</p> <p>1 福島県の漁業概観（漁場環境、資源来遊状況、漁業実態、生産量等）</p> <p>本県は、東北地方太平洋～（略）</p> <p>震災及び東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下、福島第一原発）事故の影響により沿岸漁業は操業自粛を余儀なくされた<u>一方で、</u>漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行い、出荷先での評価を調査する<u>試験操業</u>を開始した。当初、試験操業は沖合底びき網漁業において、3種を対象に水深150m以深の本県北部海域で開始された。また、他の沿岸漁業では、平成24年7月から沖合たこかご漁業で開始された。<u>試験操業は徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に</u>行っていた。ほ全くの漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場の一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和3年3</p>

月で終了した。令和3年4月からは地区、漁業種類毎に課題を解決し、本格的な操業を目指す取組が開始され、令和3年12月時点まで全ての魚介類を対象に福島第一原発半径10km以内を除く海域で操業している。



主たる漁業種類別経営体数

	沿岸計	沿岸内販										沖合内販										
		沖合底ひき網	小型底ひき網	船びき網	刺網	小型定置網	はえ網	鉤	潜水器漁業	深貝漁	小型底ひき網	底びき網	(目掛け網) 底びき網	船びき網	鉤網	小型定置網	はえ網	潜水器漁業	深貝漁			
福島県	279	31	25	106	43	0	2	30	0	42	0	21	21	80	133	175	4	16	51	21	25	
%		11	9	38	15	0	1	11	0	15	0	15	3	9	25	27	1	2	3	4		
相馬計	156	22	5	68	14	0	0	8	0	39	6	12	3	9	35	23	42	0	42	88	118	
%		14	3	44	9	0	0	5	0	25	%	8	12	0	12	24	22	1	2	4	1	5
双葉計	31	0	0	26	4	0	0	1	0	0	%	0	15	1	14	32	37	0	1	10	0	1
%		0	0	84	13	0	0	3	0	0	% いわき計	0	16	1	15	33	38	0	1	10	0	1
いわき計	92	9	20	12	25	0	2	21	0	3	%	10	24	20	4	44	22	6	23	18	6	
%		10	22	13	27	0	2	23	0	3	5	13	11	2	24	12	0	3	15	10	3	

(農林水産省 2018年漁業センサス)

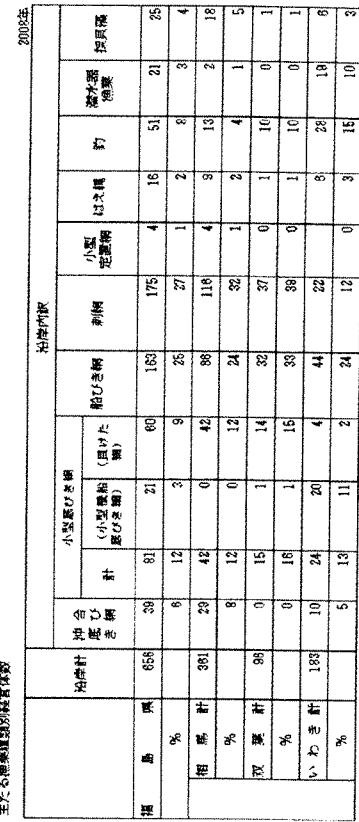
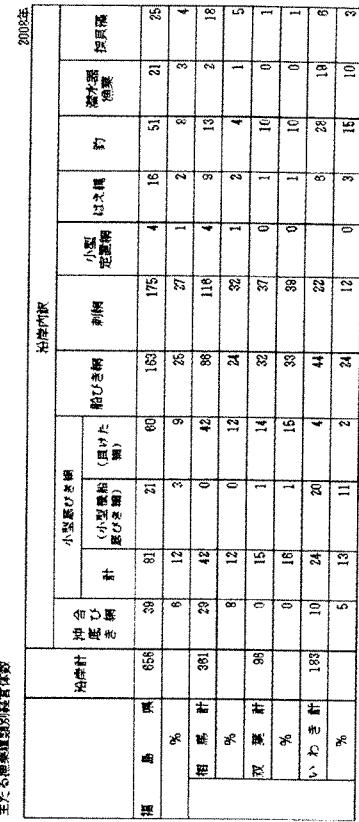
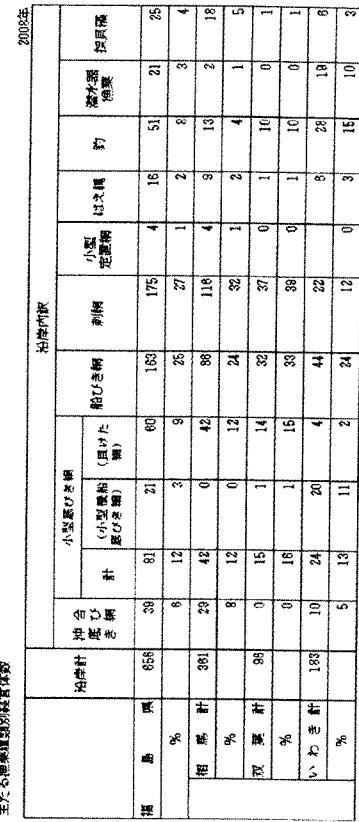
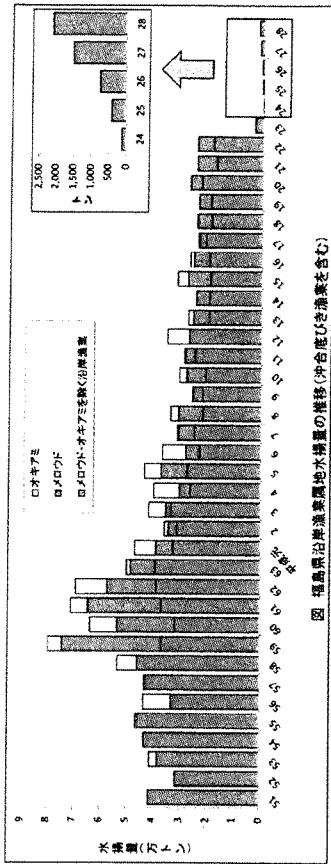
*注: 小型底ひき網は小型機械底ひき網の合計

※RF2027)経営体が保有

(農林水産省 2005年漁業センサス)

注: 小型底ひき網の内訳については、廻轉による

平成29年10月時点での荷制限魚種を除く全ての魚介類を対象に福島第一原発半径10km以内を除く海域で実施している。



漁種	漁合計	生産額		生産量		生産額		生産量		生産額		生産量	
		販賣額	税金	販賣量	税金	販賣額	税金	販賣量	税金	販賣額	税金	販賣量	税金
総計	756	29	3	21	0	175	4	16	51	21	5	13	0
魚類	756	29	3	21	0	175	4	16	51	21	5	13	0
内 海	9	12	3	3	0	25	1	5	8	3	4	1	0
河川	351	23	42	6	43	62	116	4	9	32	2	13	0
海 花	8	12	6	12	1	24	32	1	2	4	1	5	0
河 花	26	15	1	14	1	37	35	1	10	9	1	1	0
内 海 花	9	18	1	15	1	25	29	0	1	10	0	1	0
河川 花	19	13	20	4	44	25	-----	8	35	13	6	10	2
その他	5	13	11	2	24	15	0	3	31	10	2	10	2

主たる漁業統計資料(2008年)による。

2 資源管理の実態（資源管理型漁業推進総合対策事業等に基づく資源管理、資源回復計画等）
平成5年を「資源管理元年」と銘打つて、ヒラメ全長30cm自主規制の取組みを開始したなど、自主的な資源管理により本県沿岸漁業資源は安定化が図られているものと考えられている。
(略)

2 資源管理の実態（資源管理型漁業推進総合対策事業等に基づく資源管理、資源回復計画等）
平成5年を「資源管理元年」と銘打つて、ヒラメ全長30cm自主規制の取組みを開始して以降、自主的な資源管理により本県沿岸漁業資源は安定化が図られているものと考えられている。
(略)

3 資源管理の方向性
少ない努力で高い収益を確保する「ふくしま型漁業」の実現のため、休養等の取組みにより、震災前の6割の努力量を資源管理の基本とする。その上で、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置を遵守するとともに、これまでに取り組んでいたる漁獲可能量管理や資源回復計画に基づく取組みも含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取

漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置を遵守するとともに、これまでに取り組んでいたる漁獲可能量管理や資源回復計画に基づく取組みも含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取

<p>組みを推進することで、水産資源の維持・回復を図る。</p> <p>(略)</p> <p>くろまぐろについては、ひき釣り漁業等により本県海域で漁獲される資源である。広域に分布する資源であり、「<u>漁業法</u>」に基づく「<u>福島県資源管理方針</u>」により、適切な資源管理措置を講じることとする。</p> <p>(略)</p>	<p>組みを推進することで、水産資源の維持・回復を図る。</p> <p>(略)</p> <p>くろまぐろについては、ひき釣り漁業等により本県海域で漁獲される資源である。広域に分布する資源であり、「<u>漁業法</u>」に基づく「<u>福島県資源管理方針</u>」に基づき、「くろまぐろ型の数量管理に関する福島県計画（試行）」に基づき、適切な資源管理措置を講じることとする。</p> <p>(略)</p>	<p>4 震災の影響への対応</p> <p>震災及び福島第一原発事故による长期にわたる漁業の自粛によって、資源状況が大きく変化していることから、漁業再開に当たっては資源状況に応じた資源管理の取組みについて検討する必要がある。</p> <p>このため、県は漁業再開後の資源管理型漁業の推進に必要な調査を継続し、調査結果をもとに本指針の内容を検討するとともに、漁業者等への情報提供及び必要な提言を行い、漁業者自らの協議により決定、実行される自主的な資源管理の取組みの充実・強化を図ることとする。</p>
---	---	---

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の報告 【魚種別資源管理】

1 アワビ

(1) 資源及び漁獲の状況

素潜り又は潜水器使用により漁獲される。栽培漁業対象種であり、漁獲物の半数以上を放流資源が占めているが、震災により種苗放流が中断した影響で放流資源の割合は低下しつつある。令和元年2月に新たな種苗生産施設が供用開始され、震災前と同規模でのアワビ種苗の生産及び放流が可能となり、令和8年度には100万個放流の効果が表れることを踏まえ、資源の安定化を図っていく必要がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、平成26年5月から操業が行われている。

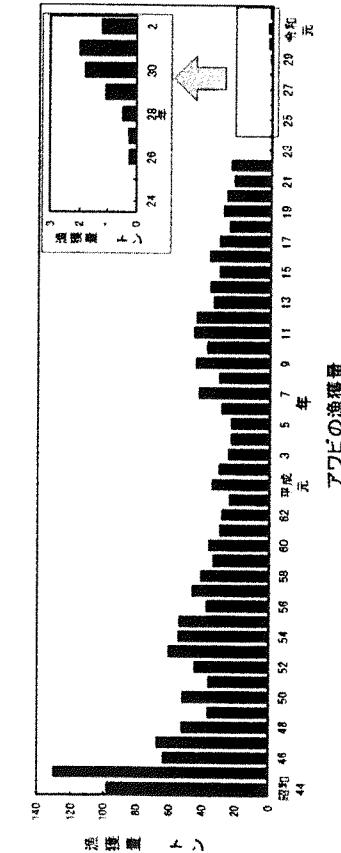
第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の報告 【魚種別資源管理】

1 アワビ

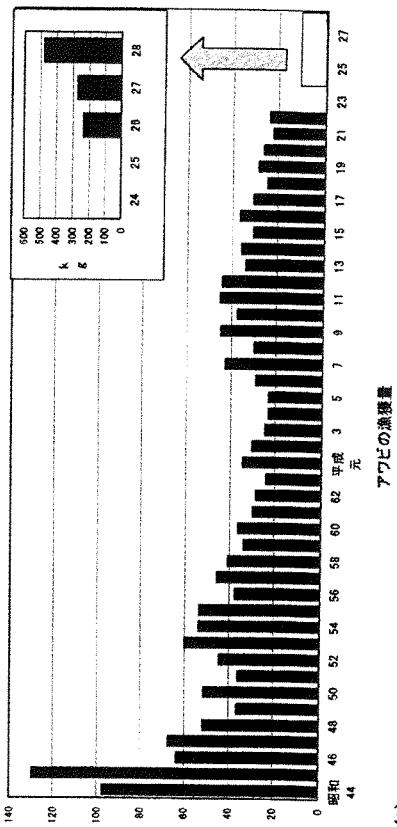
(1) 資源及び漁獲の状況

素潜り又は潜水器使用により漁獲される。栽培漁業対象種であり、漁獲物の半数以上を放流資源が占めていたが、震災により種苗放流が中断した影響で放流資源の割合は低下しつつある。現在整備中の新たな種苗生産施設が供用開始され、震災前と同規模でのアワビ種苗の生産及び放流が再び可能となることを踏まえた上で、資源の安定化を図っていく必要がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、平成26年5月から試験操業による漁獲が行われている。



(略)



(略)

(3) 資源管理措置
親貝水準の向上により資源の安定を図るため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

潜水漁業（素潜り及び潜水器使用）
休漁

資源管理効果の向上のため、上記の措置のほか、地域ごとの状況にあわせて、個人ごとの漁獲個数の制限、操業時間の制限、禁漁区設定に取り組むほか、磯焼け対策の推進や空ウニ移植の適切な実施により漁場環境の維持・改善に努める必要がある。

(略)

2 ホッキガイ

(1) 資源及び漁獲の状況

貝けた網漁業により漁獲されている。資源水準は長期的な大変動を繰り返し、昭和 20 年代から 40 年代は低水準期、昭和 50 年以降は高水準期となっている。昭和 50 年代以前は相馬地区のみで漁業が行われていたが、資源状況が改善した後は、県下全域で漁業が行われている。

数年に一度、卓越年級群の発生がみられ、それを計画的に管理しながら漁獲している。

(3) 資源管理措置

親貝水準の向上により資源の安定を図るため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

潜水漁業（素潜り及び潜水器使用）
休漁

資源管理効果の向上のため、上記の措置のほか、地域ごとの状況にあわせて、個人ごとの漁獲個数の制限、操業時間の制限、禁漁区設定に取り組むほか、磯焼け対策の推進や空ウニ移植の適切な実施により漁場環境の 改善に努める必要がある。

(略)

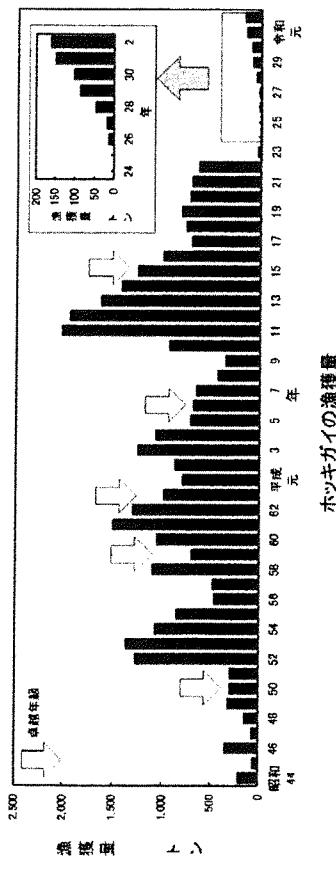
2 ホッキガイ

(1) 資源及び漁獲の状況

貝けた網漁業により漁獲されている。資源水準は長期的な大変動を繰り返し、昭和 20 年代から 40 年代は低水準期、昭和 50 年以降は高水準期となっている。昭和 50 年代以前は相馬地区のみで漁業が行われていたが、資源状況が改善した後は、県下全域で漁業が行われている。

数年に一度、卓越年級群の発生がみられ、それを計画的に管理しながら漁獲している。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自肅していたが、平成26年6月から操業が行なわれている。



(略)

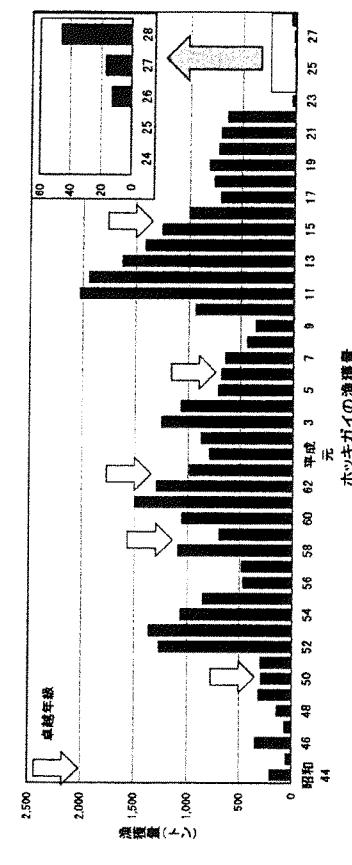
(3) 資源管理措置

漁獲の安定化を図るため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

貝けた網漁業
休漁

資源管理効果の向上のため、上記の措置のほか、地域ごとの状況にあわせて、漁獲サイズの設定、曳網回数制限、禁漁区設定、袋網の目合い制限に取り組む必要がある。
今後、資源状態が低水準期に移行することも懸念されることから、資源状態に応じた計画的な操業や、噴流式貝けた網の導入に

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自肅していたが、平成26年6月から操業が行なわれている。



(略)

(3) 資源管理措置

漁獲の安定化を図るため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

貝けた網漁業
休漁

資源管理効果の向上のため、上記の措置のほか、地域ごとの状況にあわせて、漁獲サイズの設定、曳網回数制限、禁漁区設定、袋網の目合い制限に取り組む必要がある。
今後、資源状態が低水準期に移行することも懸念されることから、資源状態に応じた計画的な操業や、噴流式貝けた網の導入に

による協業化の推進により、安定的な漁獲が持続されるよう努める必要がある。

【魚種別資源管理】

1 機船船びき網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

機船船びき網漁業では、コウナゴへ（略）震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、機船船びき網漁業は平成25年4月からコウナゴ、平成25年8月からシラウオを対象として慢漁が行われている。このうち、シラスヒシラウオは、漁獲量を著実に増加させているが、コウナゴは平成30年まで漁獲量を増加させていた。しかし、コウナゴの資源の保護、底魚類の餌料環境の向上の観点から、親であるメロウド全面休業を続けたにむかいからず、令和元年には漁場形成がなく、令和2年及び3年も全面休漁とした。

40

による協業化の推進により、安定的な漁獲が持続されるよう努める必要がある。

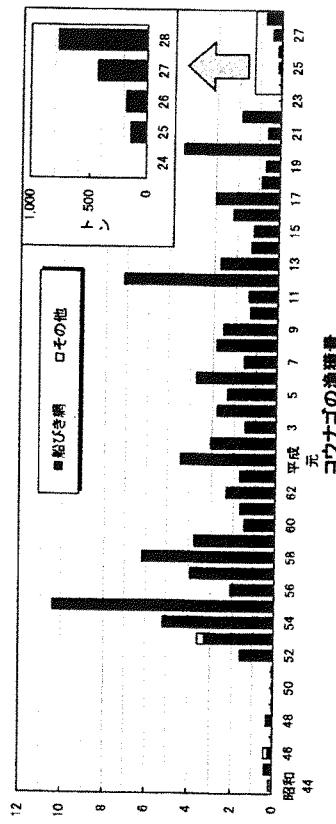
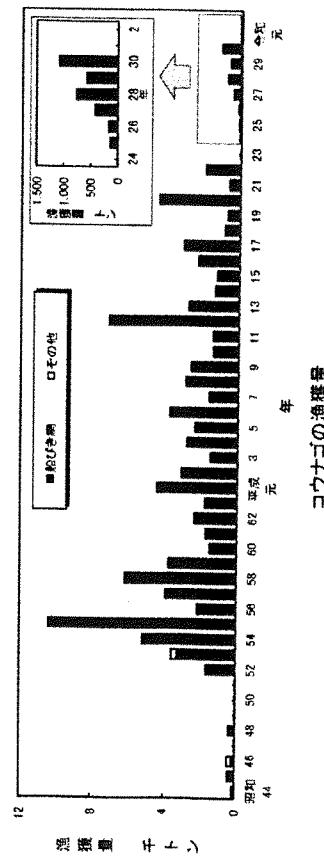
【魚種別資源管理】

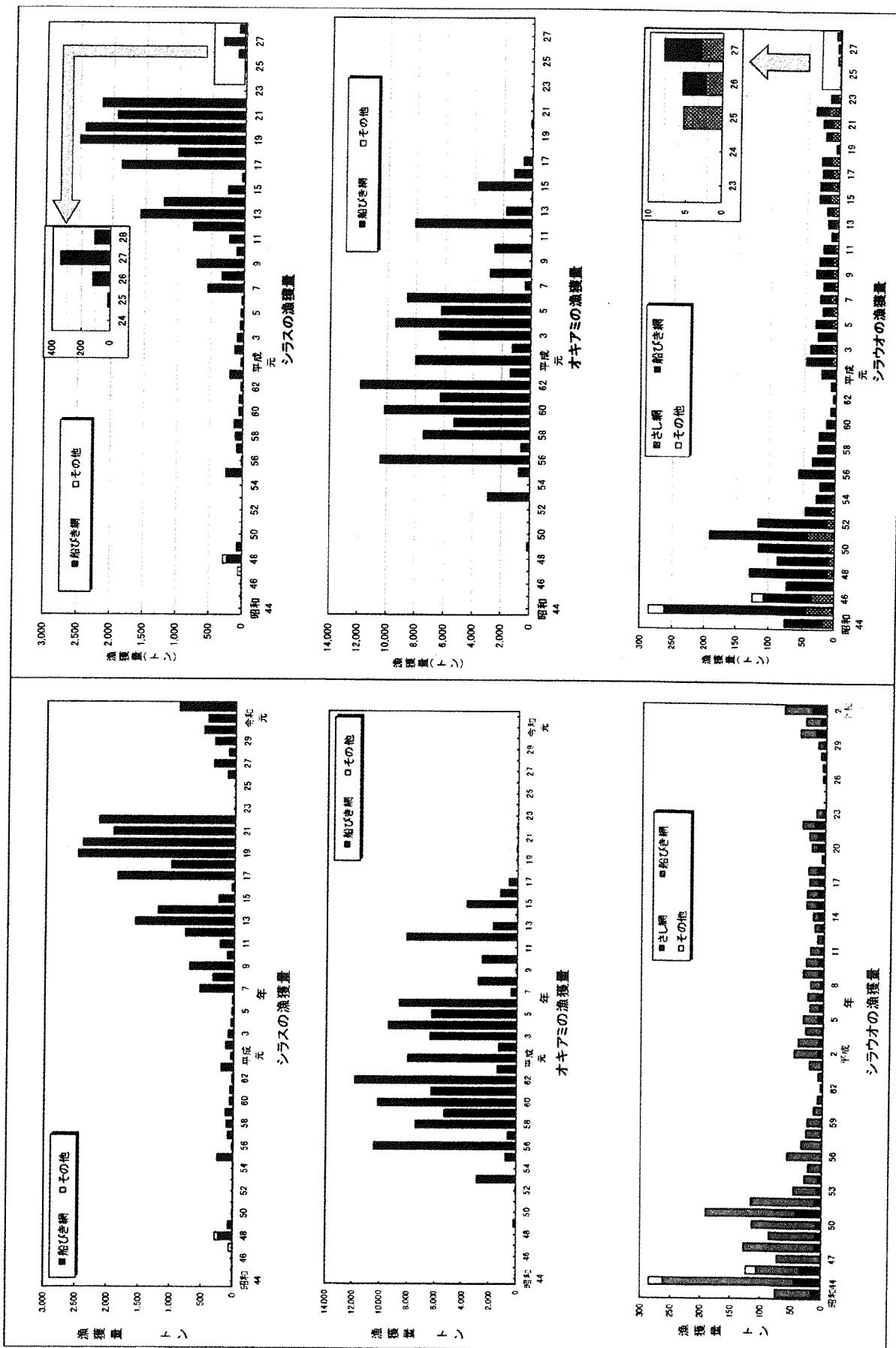
1 機船船びき網漁業

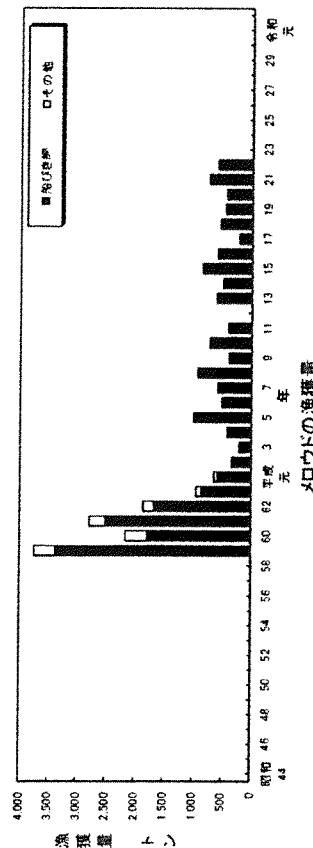
(1) 資源及び漁獲の状況

機船船びき網漁業では、コウナゴへ（略）震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、機船船びき網漁業は平成25年4月よりコウナゴを対象に、平成25年8月からシラス

を対象とした試験操業が行われている。







(略)

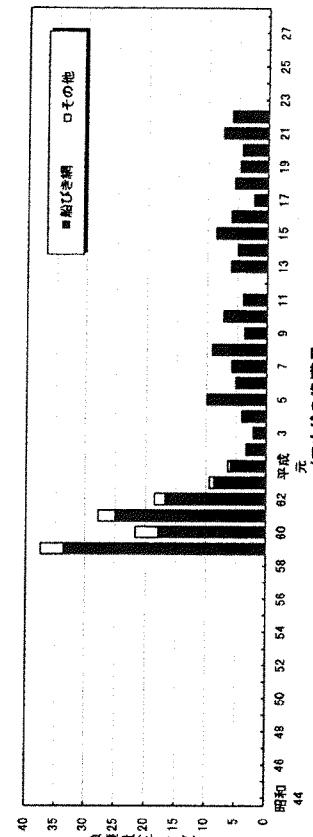
2 さし網漁業（固定式さし網漁業）

(1) 資源及び漁獲の状況

さし網漁業では、ヒラメ、カレイ類を中心とした複数の魚種を対象としているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

震災前（平成17～22年）の漁獲量は、約2,000～3,000トン、漁獲金額は14～20億円で推移している。漁獲の主体はヒラメ及び沿岸性カレイ類であり、漁獲金額の約60%をヒラメ、マガレイ、マコガレイ、イシガレイが占めていた。

これらの資源状況は、震災前はヒラメは高位安定、イシガレイは高位減少、マコガレイは中位減少、マガレイは高位安定となっていた。震災後は大型魚が主体となっている一方、マガレイでは資源が減少傾向であることが調査で明らかとなっており、今後の資源動向については稚魚の加入状況を注視する必要がある。



(略)

2 さし網漁業（固定式さし網漁業）

(1) 資源及び漁獲の状況

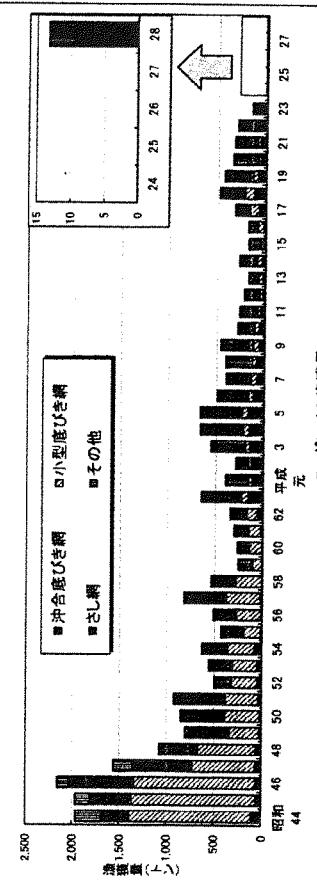
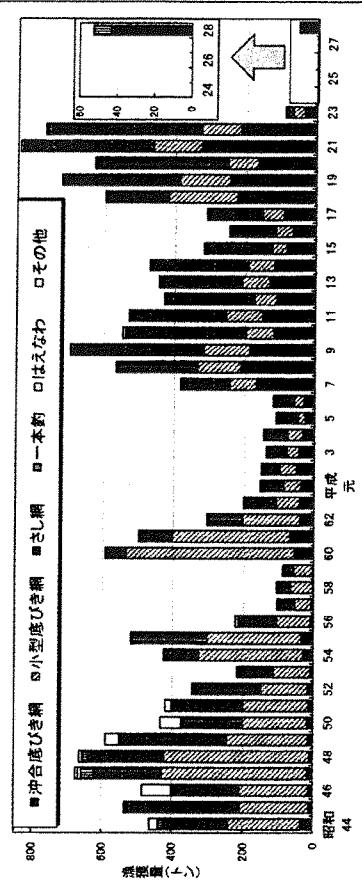
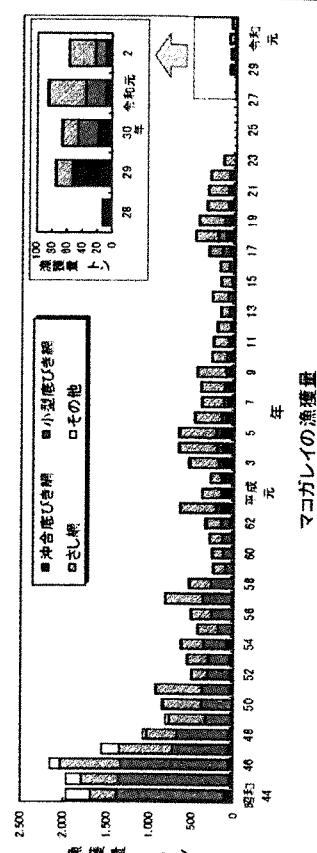
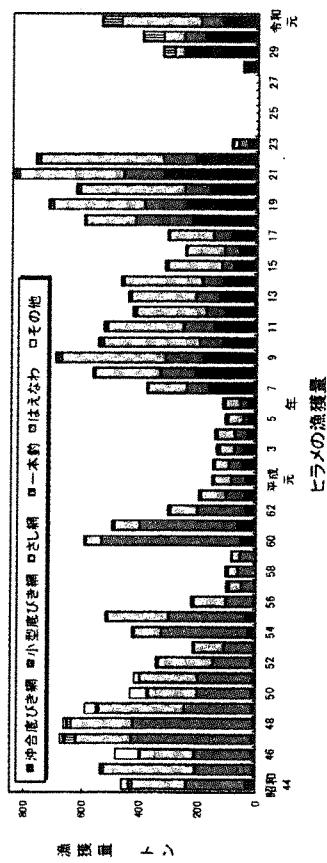
さし網漁業では、ヒラメ、カレイ類を中心とした複数の魚種を対象としているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

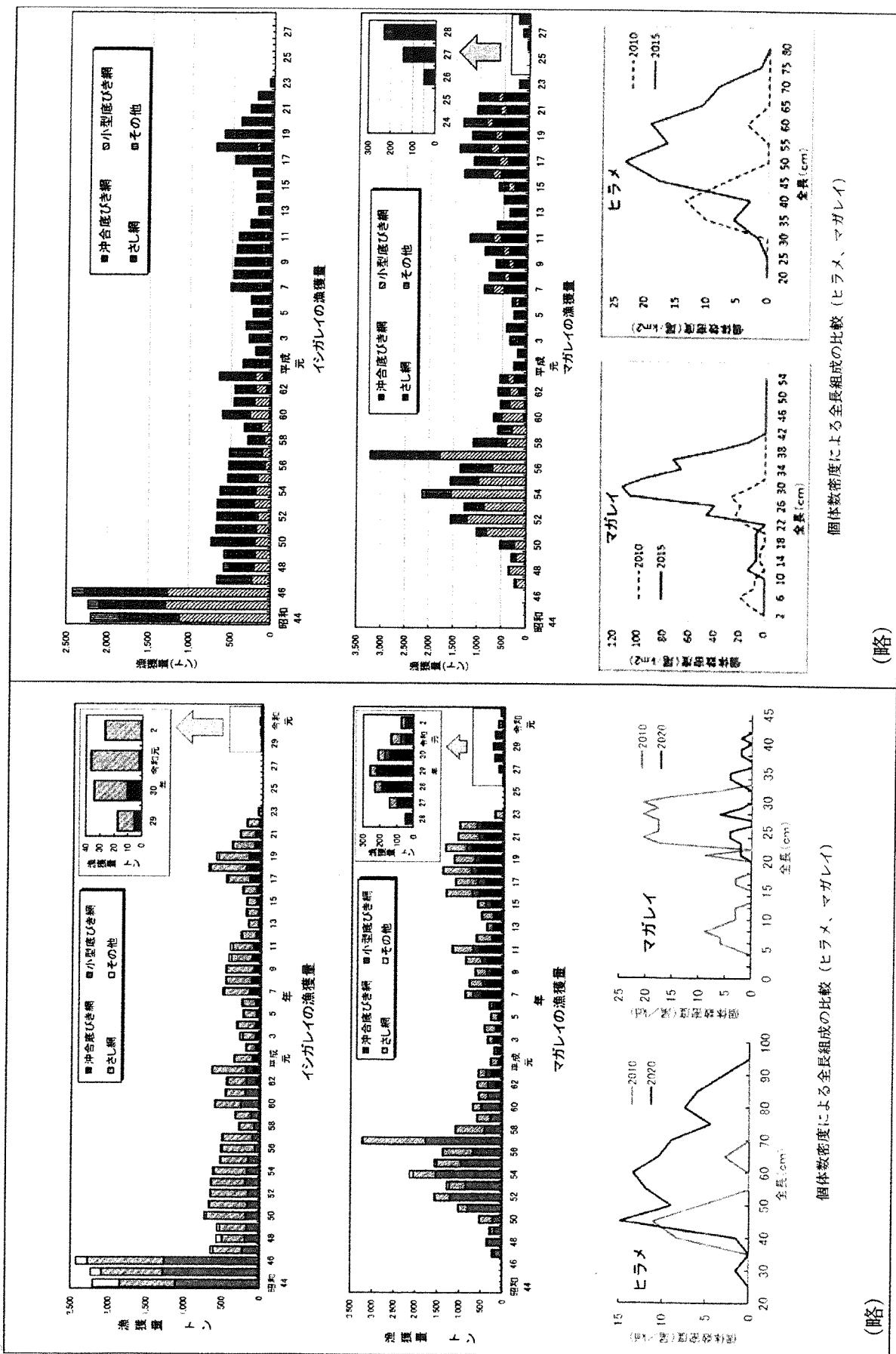
震災前（平成17～22年）の漁獲量は、約2,000～3,000トン、漁獲金額は14～20億円で推移している。漁獲の主体はヒラメ及び沿岸性カレイ類であり、漁獲金額の約60%をヒラメ、マガレイ、マコガレイ、イシガレイが占めていた。

これらの資源状況は、震災前はヒラメは高位安定、イシガレイは高位減少、マコガレイは中位減少、マガレイは高位安定となっていた。震災後は大型魚が主体となっている一方、マガレイでは資源が減少傾向であることが調査で明らかとなっており、今後の資源動向については稚魚の加入状況を注視する必要がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、さし網漁業は平成26年6月から復活。また、ヒラメでは福島海区漁業調整委員会指示によるサイズ規制のほか、漁業者による自主的なサイズ規制が実施されている。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、さし網漁業は平成26年6月から復活。試験操業が行われている。





個体数密度による全長組成の比較（ヒラメ、マガレイ）

(略)

(略)

(3) 資源管理措置

ヒラメ、沿岸性カレイ類資源については、震災以降、大型魚主体の資源状況となっており、特にヒラメは近年高い資源水準を維持している。これらの資源を有効かつ持続的に利用するため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、地域別に以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

(略)

(3) 資源管理措置

ヒラメ、沿岸性カレイ類資源については、震災以降、大型魚主体の資源状況となつておらず、特にヒラメは近年高い資源水準を維持している。これらの資源を有効かつ持続的に利用するため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、地域別に以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

(略)

3 小型機船底びき網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

小型機船底びき網漁業では、～(略)

震災前の資源状況は、ヒラメは高位安定、イシガレイは高位減少、マコガレイは中位減少、マガレイは高位安定、来遊資源であるマアナゴは中位増加となつた。震災後は、震災前と比較し高い重量密度(1 km^2 あたりの重量)を保っている一方で、震災前の水準に低下した魚種もみられることが調査で明らかになつており、引き続き魚種毎の資源動向を注視していく必要があると考えられる。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、小型機船底びき網漁業は平成27年9月から操業が行われている。また、ヒラメでは漁業者による自主的サイズ規制が実施されている。

(3) 資源管理措置

ヒラメ、沿岸性カレイ類資源については、震災以降、大型魚主体の資源状況となつており、これらの資源を有効かつ持続的に利用するため、漁業調整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、自主的措置として、地域別に以下の措置に重点的に取り組む必要がある。

(略)

3 小型機船底びき網漁業

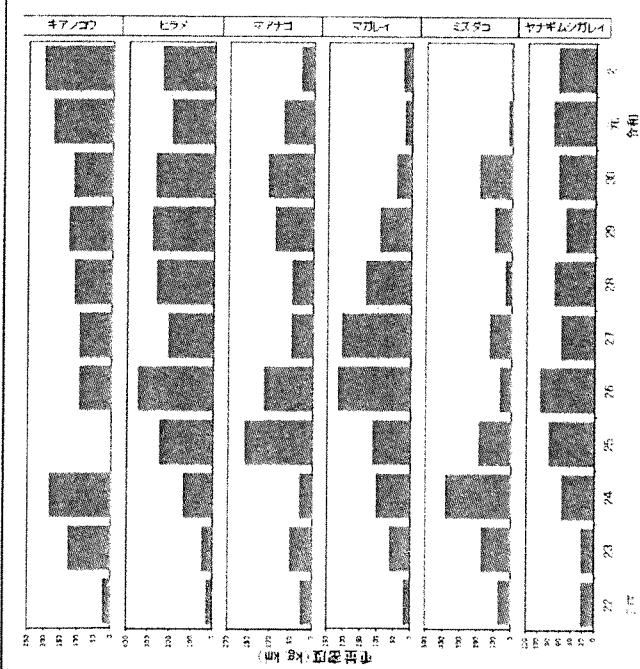
(1) 資源及び漁獲の状況

小型機船底びき網漁業では、～(略)

震災前の資源状況は、ヒラメは高位安定、イシガレイは高位減少、マコガレイは中位減少、マガレイは高位安定、来遊資源であるマアナゴは中位増加となつた。震災後は、震災前と比較し高い重量密度(1 km^2 あたりの重量)を保っていることに加え、断続的に良好な新規加入があることが調査で明らかになつており、今後も高い資源水準を維持していくと考えられる。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、小型機船底びき網漁業は平成27年9月から操業が行われている。

操作が行わわれている。



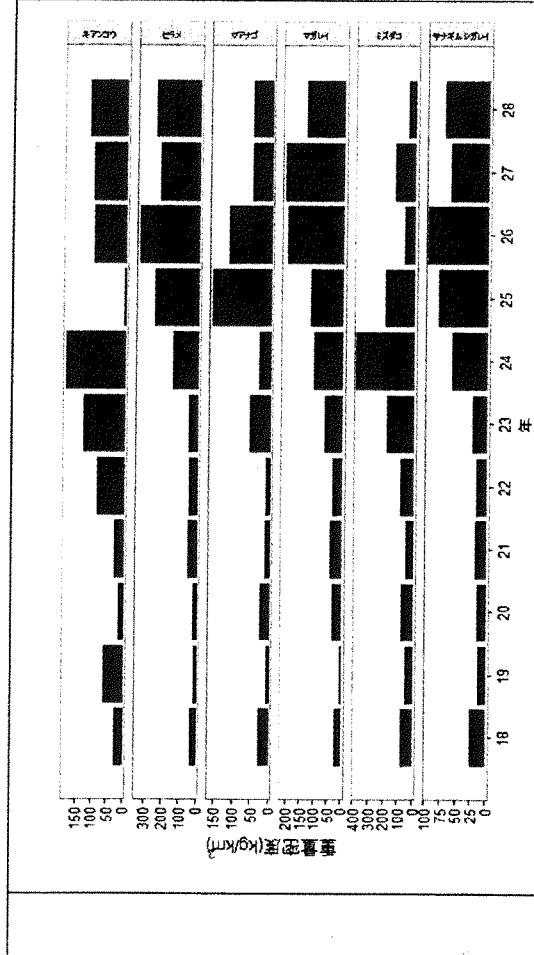
(2) 資源管理目標
一部の魚種を除き、断続的に良好な新規加入があり、高い資源水準が維持されているため、漁獲努力量の適切な管理により、資源の有効利用及び親魚量の確保と漁獲サイズの大型化を図り、資源を増加、安定させることを目標とする。

(2) 資源管理目標

一部の魚種を除き、断続的に良好な新規加入があり、高い資源水準が維持されているため、漁獲努力量の適切な管理により、資源の有効利用及び親魚量の確保と漁獲サイズの大型化を図り、資源を増加、安定させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

ヒラメ、沿岸性カレイ類資源については、震災以降、大型魚主体の資源状況となり、特にヒラメは、近年高い資源水準を維持している、これらの資源を有効かつ持続的に利用するため、漁業調



いわき丸着底トロール調査による重量密度の経年変化

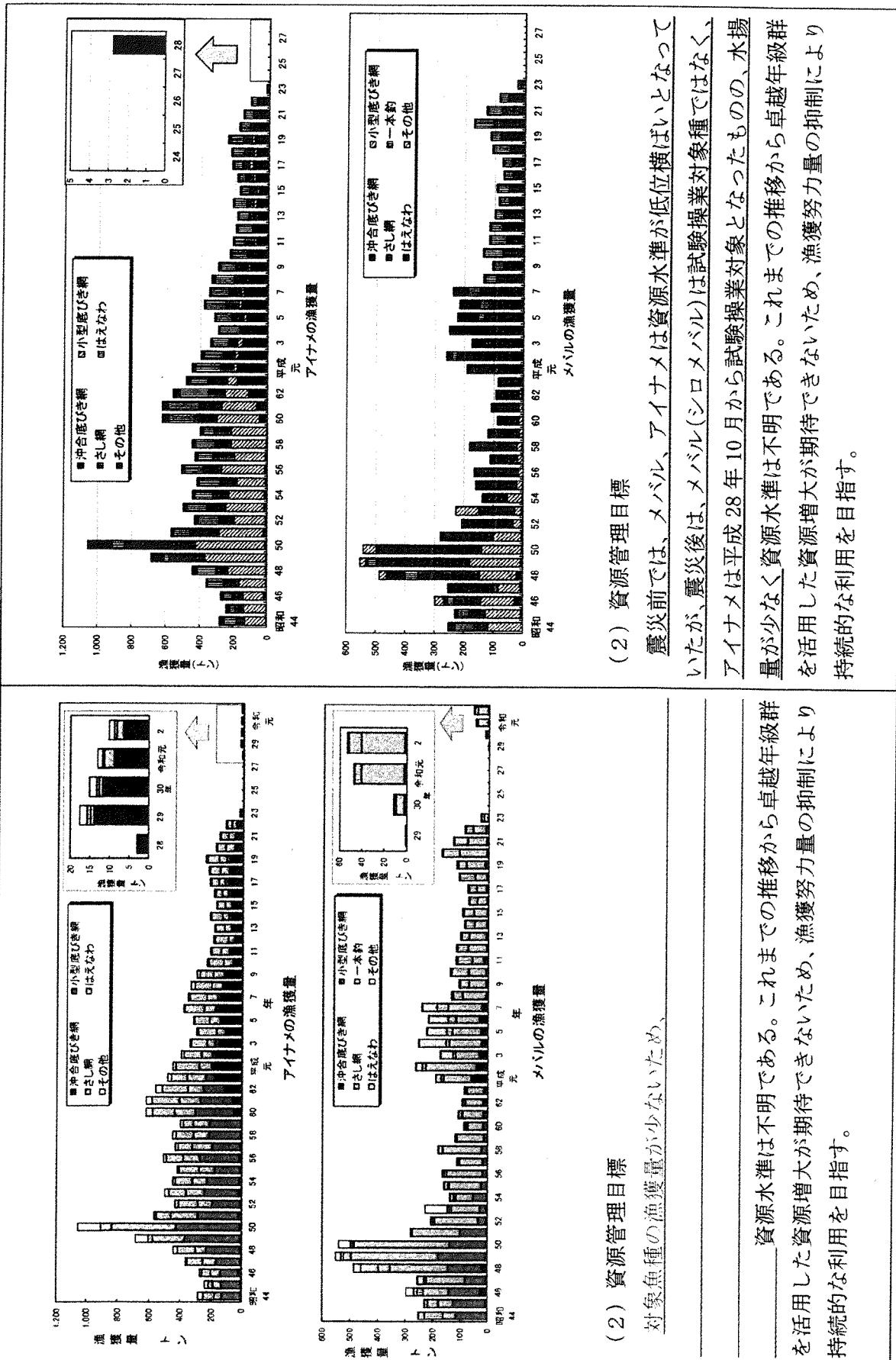
(2) 資源管理目標

断続的に良好な新規加入があり、高い資源水準にあるため、漁獲努力量の適切な管理により、資源の有効利用及び親魚量の確保と漁獲サイズの大型化を図り、資源を増加、安定させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

ヒラメ、沿岸性カレイ類資源については、近年高い資源水準を維持しているが、今後ともこの状況を維持するため、漁業調

<p>整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。</p>	<p>整規則、漁業の許可の内容及び制限又は条件等の公的規制を遵守するほか、以下の措置に重点的に取り組む必要がある。</p>
<p>(略)</p> <p>4 つり・はえ縄漁業</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>つり・はえ縄漁業では、メバル、アイナメ、スズキ、ヒラメなどの複数の魚種を漁獲対象としているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。</p> <p>沿岸漁業におけるつり・はえ縄漁業での震災前（平成17～22年）の漁獲量は約180～350トン、漁獲金額は2.7～3.6億円で推移していた。</p> <p>メバル、アイナメ、スズキ、ヒラメの4種で当該漁業種類の漁獲金額の76%を占めていた。</p> <p>震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、つり漁業は平成28年10月、はえ縄漁業は平成29年2月から操業が行わわれている。また、ヒラメでは漁業者による自主的なサイズ規制が実施されている。</p>	<p>(略)</p> <p>4 つり・はえ縄漁業</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>つり・はえ縄漁業では、メバル、アイナメ、スズキ、ヒラメなどの複数の魚種を漁獲対象としているため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。</p> <p>沿岸漁業におけるつり・はえ縄漁業での震災前（平成17～22年）の漁獲量は約180～350トン、漁獲金額は2.7～3.6億円で推移していた。</p> <p>メバル、アイナメ、スズキ、ヒラメの4種で当該漁業種類の漁獲金額の76%を占めていた。</p> <p>震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、つり漁業は平成28年10月から試験操業が行われている。</p>



(略)

5 かご漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

かご漁業では、主にマダコ、ミズダコ、マアナゴが対象となつており、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

かご漁業での震災前（平成17～22年）の漁獲量は約800～1,300トン、漁獲金額は4～6億円で推移しており、ミズダコとマアナゴで漁獲金額の62%を占めていた。

3種とも来遊状況によつて漁獲量が変動する。南から来遊するマダコは春先の水温が高い年に豊漁となり、北から来遊するミズダコは北からの親潮系冷水が強勢の年に豊漁となる傾向がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、かご漁業は平成25年7月から営業が行われている。

5 かご漁業

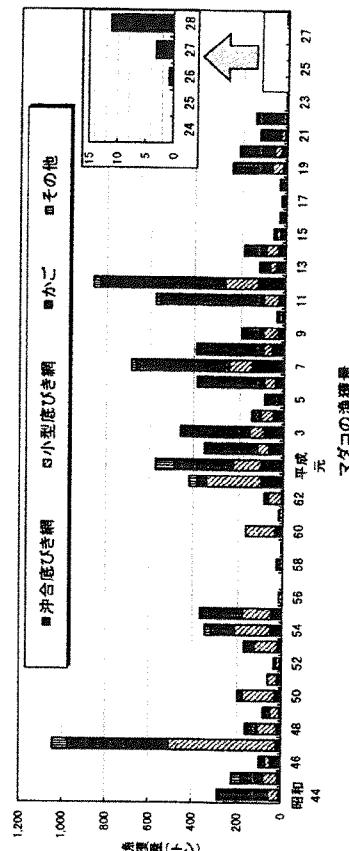
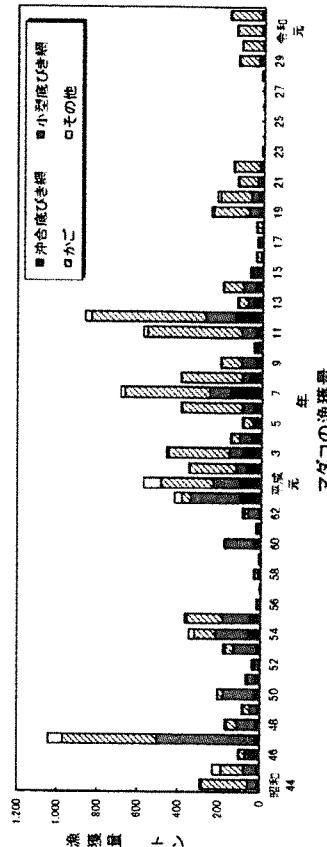
(1) 資源及び漁獲の状況

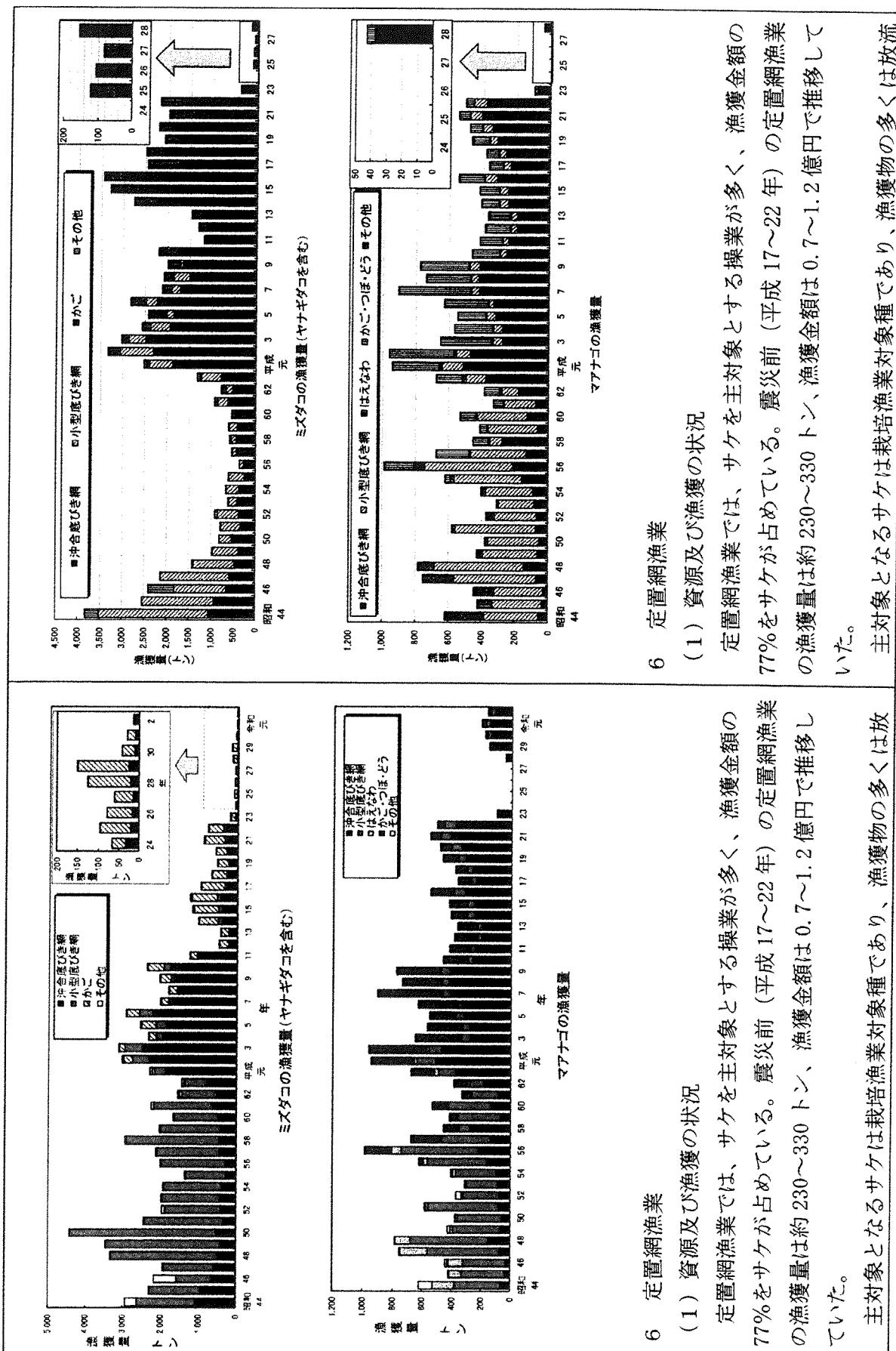
かご漁業では、主にマダコ、ミズダコ、マアナゴが対象となつており、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、漁業種類別の資源管理措置に取り組むこととする。

かご漁業での震災前（平成17～22年）の漁獲量は約800～1,300トン、漁獲金額は4～6億円で推移しており、ミズダコとマアナゴで漁獲金額の62%を占めていた。

3種とも来遊状況によつて漁獲量が変動する。南から来遊するマダコは春先の水温が高い年に豊漁となり、北から来遊するミズダコは北からの親潮系冷水が強勢の年に豊漁となる傾向がある。

震災及び福島第一原発事故により、平成23年3月以降、操業を自粛していたが、かご漁業は平成25年7月から試験操業が行われている。





6 定置網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

定置網漁業では、サケを主対象とする操業が多く、漁獲金額の77%をサケが占めている。震災前（平成17～22年）の定置網漁業の漁獲量は約230～330トン、漁獲金額は0.7～1.2億円で推移していた。

主対象となるサケは栽培漁業対象種であり、漁獲物の多くは放流

6 定置網漁業

(1) 資源及び漁獲の状況

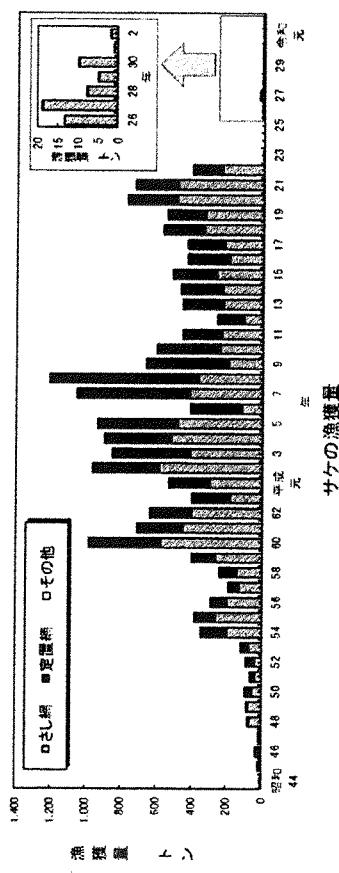
定置網漁業では、サケを主対象とする操業が多く、漁獲金額の77%をサケが占めている。震災前（平成17～22年）の定置網漁業の漁獲量は約230～330トン、漁獲金額は0.7～1.2億円で推移していた。

主対象となるサケは栽培漁業対象種であり、漁獲物の多くは放流

流資源である。

震災前のサケ資源は、高位安定傾向にあった。また、海面と河川での採捕割合は概ね 1 対 1 で推移していた。

震災及び福島第一原発事故により、平成 23 年 3 月以降、操業を自粛している。主な対象とするサケについては、震災前に 40~50 万尾あった沿岸来遊数が平成 23 年以降 5 万尾前後に減少し、令和 2 年には 5 千尾と著しく減少している。採捕数の減少により、放流稚魚数も大きく減少しており、今後の資源への影響が懸念される。



(2) 資源管理目標

震災及び福島第一原発で中断していたサケの放流事業が一部地域を除き再開されていることから、漁期の制限により河川への十分な親魚の遡上を確保し、円滑な増殖事業を推進することで、サケ資源の安定化を図る。

(略)

(2) 資源管理目標

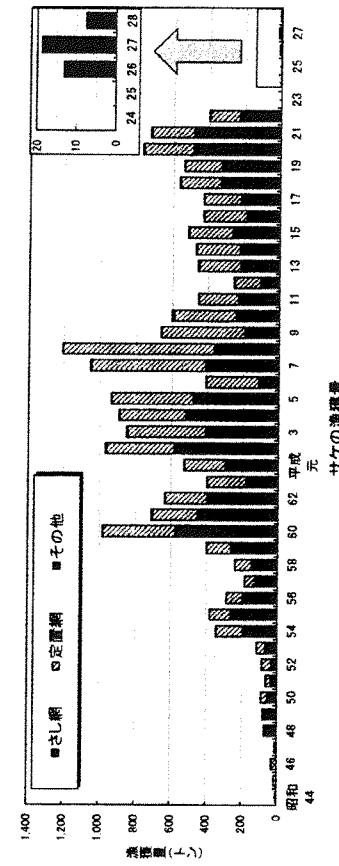
震災及び福島第一原発で中断していたサケの放流事業が再開されつつあることから、漁期の制限により河川への十分な親魚の遡上を確保し、円滑な増殖事業を推進することで、サケ資源の安定化を図る。

(略)

資源である。

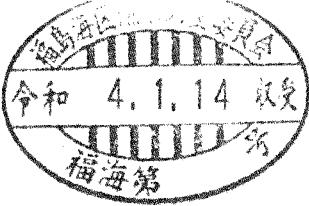
震災前のサケ資源は、高位安定傾向にあった。また、海面と河川での採捕割合は概ね 1 対 1 で推移していた。

震災及び福島第一原発事故により、平成 23 年 3 月以降、操業を自粛しており、震災後の資源水準は不明である。



震災及び福島第一原発事故により、放流事業が一時的に停止されたが、漁期の制限により河川への十分な親魚の遡上を確保し、円滑な増殖事業を推進することで、サケ資源の安定化を図る。

(略)



写

議案 第3号

3生流第3874号
令和4年1月13日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野智光様

福島県知事



知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）
このことについて、別紙のとおり一部改正したいので、貴委員会の意見を求
めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 新旧対照表（案）

改正案	現行取扱方針	備考
<p>知事許可漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業の許可に関する取扱いについては、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(申請又は届出の経由機関)</p> <p>第2 漁業に関する申請又は届出をしようとする者は、福島県水産事務所長を経由して申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第3 許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により3年とする。 ただし、規則第7条の規定（起業の認可に基づく許可）又は規則第11条の規定（公示による新規の許可）に基づき許可をする場合における許可の有効期間は、同一の漁業種類で既存の許可がある場合には、当該許可と同一の期日に満了するものとする。</p> <p>(許可の有効期間)</p> <p>第3 許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により3年とする。 ただし、規則第7条の規定（起業の認可に基づく許可）又は規則第11条の規定（公示による新規の許可）に基づき許可をする場合における許可の有効期間は、同一の漁業種類で既存の許可がある場合には、当該許可と同一の期日に満了するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。 2 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（平成5年8月1日）は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</p>	<p>知事許可漁業の許可等に関する取扱方針</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業の許可に関する取扱いについては、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>(申請又は届出の経由機関)</p> <p>第2 漁業に関する申請又は届出をしようとする者は、福島県水産事務所長を経由して申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第3 許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により3年とする。 ただし、規則第7条の規定（起業の認可に基づく許可）又は規則第11条の規定（公示による新規の許可）に基づき許可をする場合における許可の有効期間は、同一の漁業種類で既存の許可がある場合には、当該許可と同一の期日に満了するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。 2 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（平成5年8月1日）は廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この方針は、令和4年 月 日から施行する。</p>	

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（改正案）

（趣旨）

第1 漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業の許可に関する取扱いについては、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（申請又は届出の経由機関）

第2 漁業に関し知事に申請又は届出をしようとする者は、福島県水産事務所長を経由して申請し、又は届け出なければならない。

（許可の有効期間）

第3 許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により3年とする。

ただし、規則第7条の規定（起業の認可に基づく許可）又は規則第11条の規定（公示による新規の許可）に基づき許可をする場合における許可の有効期間は、同一の漁業種類で既存の許可がある場合には、当該許可と同一の期日に満了するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（平成5年8月1日）は廃止する。

附 則

この方針は、令和4年 月 日から施行する。

(別 紙)

1 概 要

福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。)第15条において規定する知事許可漁業の許可の有効期間について、同条第2項に基づき、同条第1項において定める3年より短い期間とする取扱を「知事許可漁業の許可等に関する取扱方針(令和2年12月1日。以下「取扱方針」という。)」において規定するもの。

※ 令和3年11月18日付け3生流第3346号で福島海区漁業調整委員会へ諮問し、令和3年12月1日付け3福海第84号で異議ない旨の答申を得たもの。

2 改正の内容

取扱方針第3として、規則第7条の規定(起業の認可に基づく許可)又は規則第11条の規定(公示による新規の許可)に基づき許可をする場合における許可の有効期間は、同一の漁業種類で既に有効な許可がある場合には、当該許可と満了日を同一とする規定を追加する。

3 付帯決議

字句の修正等の軽微な修正については、知事部局に一任する。

(今後の予定)

令和4年1月25日 第22期第6回福島海区漁業調整委員会で協議
(委員会からの回答後) 決定、施行

(参考)福島県漁業調整規則(令和2年福島県規則第68号)<抜粋>

第7条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

第15条 許可の有効期間は、3年とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

福島海区漁業調整委員会指示第 号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和4年 月 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数5トン未満の船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数30トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、令和4年6月1日から令和5年1月31日までとする。

四 制限又は条件

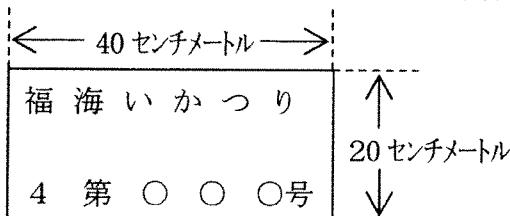
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

双葉郡富岡町小良ヶ浜灯台から正東の線以北の水深45メートル以浅の福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後1月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

いかつり漁業 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：昭和 51 年

対象魚種：アカイカ、スルメイカ

承認海域：小良ヶ浜以北の水深 45m 以浅を除く海域

【指示発動までの経過】

〈全員協議会：昭和 51. 2. 19〉

- ・水産試験場の調査結果から、今後本県沖にスルメイカ漁場が形成される可能性があり、原釜の底びき網船の多くが裏作として新規に着業する意向が示された。
- ・また、県外船操業による資源状況の悪化が懸念され、承認制導入の要望が強かった。

【指示発動の理由】

- ・S51 年に茨城、宮城が承認制とした以上、本県も承認制を採用する。
- ・自由漁業にしておけば、底びき網船との競合等全体的に過当競争となる恐れがあるため承認制とする。

【指示内容等の推移】

年月	対象船舶	操業期間	操業区域・その他条件
S51. 7	30 トン未満	8/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深 40m 以浅を除く海域 光力制限：30Kw 以下
S52. 6	5 トン未満除外	7/1～12/31	小良ヶ浜灯台以北の水深 45m 以浅を除く海域
S55. 5		6/10～翌年 1/31	
S56. 5			光力制限：廃止
H17. 5		6/1～翌年 1/31	

※操業期間については、スルメイカに合わせて開始期を、アカイカに合わせて終漁期をその都度調整してきた。

【指示の継続理由】

- ・沿岸漁業（刺網）への物理的被害があるので、水深制限の遵守が必要である。
- ・本漁業についての隣県の制度は、宮城が知事許可、茨城が海区承認である。

【近年の承認枠、承認実績、操業実績】

別表のとおり。

【承認枠（案）】

別表のとおり。

- ・本県船 従来どおり枠を設けず
- ・県外船 従来どおりの枠

【国及び近県のいかつり漁業の制限】

- ・全国（30 トン以上）：大臣許可漁業（指定漁業）「いか釣り漁業」
- ・全国（5 トン以上30 トン未満）：大臣届出漁業「小型するめいか釣り漁業」
- ・青森、岩手、宮城（5 トン以上30 トン未満）、北海道：知事許可漁業
- ・茨城（5 トン以上30 トン未満）、千葉（5 トン以上20 トン未満）、青森（5 トン未満）：委員会承認漁業

別表 近年の承認枠・承認実績・操業実績

令和4年1月25日現在

道県名		県内	県外計	北海道	青森	岩手	宮城	茨城	千葉	静岡
承認枠		設けず	148	1	11	40	60	20	15	1
H18	承認	4	67	1	9	12	31	8	6	0
	操業	0	6	0	0	6	0	0	0	0
H19	承認	5	66	1	9	11	31	8	6	0
	操業	0	3	1	0	1	1	0	0	0
承認枠		設けず	150	3	11	40	60	20	15	1
H20	承認	17	63	2	10	8	31	8	4	0
	操業	7	3	2	0	0	1	0	0	0
H21	承認	24	62	2	10	8	30	8	4	0
	操業	8	4	2	0	2	0	0	0	0
H22	承認	23	62	2	10	9	29	8	4	0
	操業	0	3	2	0	0	1	0	0	0
H23	承認	0	10	2	3	0	0	5	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H24	承認	0	12	2	2	0	0	8	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	承認	0	13	2	2	0	2	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30	承認	0	11	2	2	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H31(R1)	承認	2	12	2	3	0	0	7	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R2	承認	2	11	2	3	0	0	6	0	0
	操業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	承認	2	14	2	3	1	0	6	2	0
	操業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R4承認枠（案）		設けず	150	3	11	40	60	20	15	1

福島県におけるいかつり漁業の水揚実績

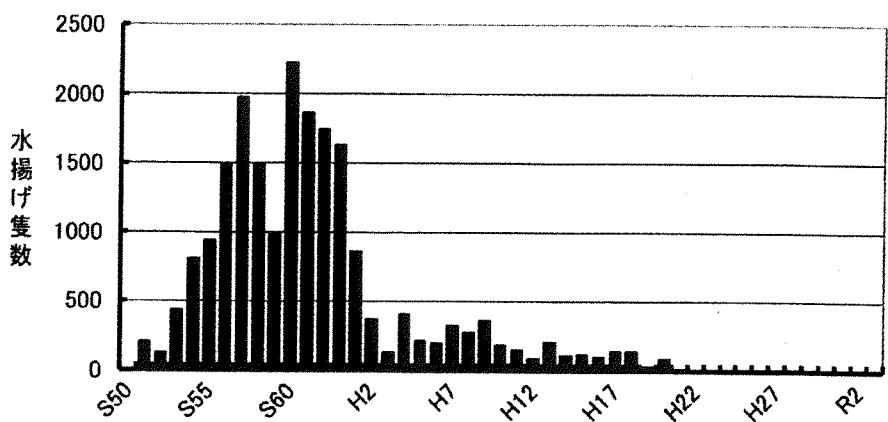


図1 年別水揚げ隻数

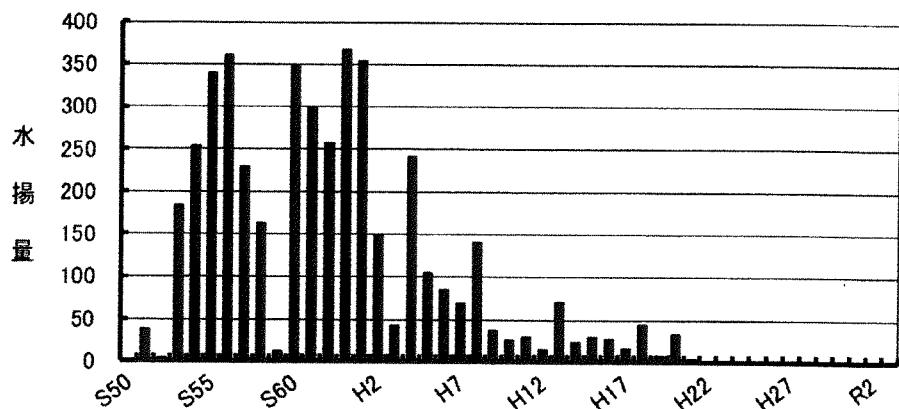


図2 年別スルメイカの水揚げ量(トン)

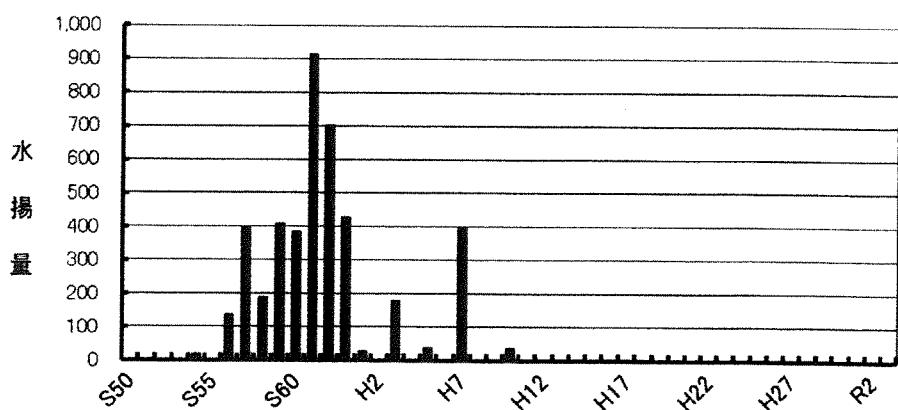


図3 年別アカイカの水揚げ数量(トン)

報告事項 ア

太平洋広域漁業調整委員会 第29回太平洋北部会

議事次第

日 時：令和3年11月22日（月） 10：30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）
(東京都千代田区霞が関1-2-1)

1. 開会

2. 挨拶等

3. 議題

(1) 部会長職務代理者の互選について

(2) 広域魚種の資源管理について

① 太平洋北部沖合性カレイ類及びマダラの資源状況について

② 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組について

③ マダラ陸奥湾産卵群の資源管理の取組について

(3) その他

4. 閉会

1. 資源の現状

- キチジ及びキアンコウについて、ともに「資源水準」は高位であり、「資源動向」は増加。
- サメガレイ及びヤナギムシガレイについては、MSY基準の資源評価に移行。

対象魚種	資源水準	資源動向
サメガレイ	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：低位)	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：増加)
キチジ	高位	増加 (前年度：横ばい)
ヤナギムシガレイ	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：高位)	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：横ばい)
キアンコウ	高位	増加

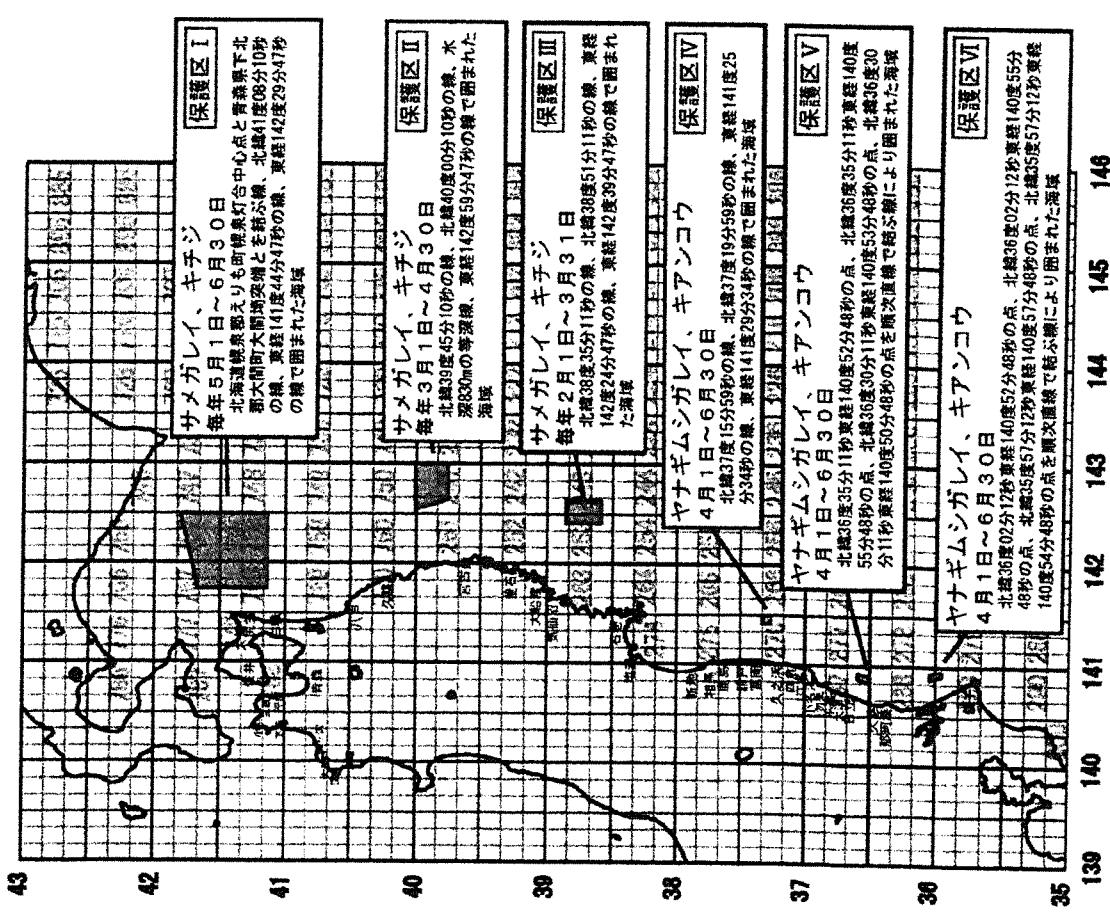
出典：令和3年度資源評価（国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所）

5. 資源管理措置の内容

措置	対象魚種	内 容	関係漁業種類
保護区	サメガレイ キチジ	主漁期に保護区Ⅰ～Ⅲを設定することにより親魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (青森県)
	ヤナギムシガレイ キンコウワ キアンコウ	小型魚の多獲時期に保護区Ⅳ～Ⅵを設定することにより若齢魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県※)
休漁		1隻1月あたりの操業日数を24日間までとする。 月1日接岸休漁、年末・年始・ゴールデンウィーク中に休漁日を設定	小型機船底びき網漁業 (青森県)
	対象4魚種	地区ごとに設定	小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県※) (岩手県地区)
漁具の制限		9月～翌6月までの間に計20日以上の休漁を行う。 (なお、原則、毎月2日以上の休漁を行うことに努める)	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
	対象4魚種	複葉型オッターボードの使用禁止 ・グランドロープチェーンの重量規制 ・タイヤグランドの使用禁止	沖合底びき網漁業 (茨城県地区) 小型機船底びき網漁業 (茨城県)
減船	ヤナギムシガレイ キンコウワ	・チェーンによりグランドロープと身網の下端部に25cmの間隙を設定 ・先袖の目合を150mm、奥袖及び脇1段の目合を90mm、ベーチング3段の目合を75mmに拡大	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
	対象4魚種	資源状態を踏まえ、必要に応じ適宜実施	沖合底びき網漁業

※ 福島県については、東京電力福島第一原子力発電所の事故により通常操業を自粛しており、県の管理指針に基づく資源管理計画は作成されていないが、県の管理指針の漁業種類別の資源管理措置が記載されている。

(参考) 太平洋北部沖合性カレイ類の保護区の位置図



第36回 太平洋広域漁業調整委員会

議事次第

日 時：令和3年11月22日（月） 15:30～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室
(東京都千代田区霞が関1-2-1)

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 会長職務代理者の互選について
- (2) 広域魚種の資源管理について
 - ① 部会における取組
 - ② マサバ太平洋系群
- (3) 太平洋クロマグロの資源管理について
- (4) その他
 - ① TAC魚種拡大に向けたスケジュールについて
 - ② 令和4年度資源管理関係予算について

4 閉会

マサバ太平洋系群の広域資源管理

1 資源の現状（令和2年度資源評価より）

本系群の資源量は、1970年代には300万トン以上であったが、1980～1990年代に減少し、2001年漁期には15万トンまで落ち込んだ。その後、2004年漁期の高い加入量と漁獲圧低下により増加し、2013年漁期の極めて高い加入量により2013年漁期は451万トンとなり、その後もさらに増加し2019年漁期は680万トンであった。

2019年の親魚量(SB)は106万トンであり、本系群の目標管理基準値である最大持続生産量(MSY)を実現するために必要な親魚量(SB_{MSY})は154万トンで、2020年漁期親魚量(SB₂₀₂₀)はこれを下回っている。2020年漁期の漁獲圧(F)はMSYを実現する漁獲圧(F_{MSY})を上回っている。親魚量の動向は近年5年間(2015～2019年漁期)の推移から増加と判断される。

2 関係漁業種類

- (1) 大臣許可漁業 大中型まき網漁業
- (2) 知事許可漁業等

県名	対象漁業種類
千葉県	火光利用サバ漁業(サバたもすくい) 敷網漁業(サバ棒受網) 中型まき網漁業 定置網漁業
神奈川県	(サバ釣り漁業)※1 (サバたもすくい漁業)※2 定置網漁業
静岡県	サバすくい漁業 棒受網漁業 中型まき網漁業 定置網漁業

※1 同県内では自由漁業 ※2 他都県の許可漁業

3 資源管理の方向性

まさば太平洋系群の資源管理については、資源管理基本方針(農林水産省告示第1982号)で定められた、本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本とする。そのため、令和元年(2019年)の資源評価に基づき、親魚量が令和12年(2030年)に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量(SB_{MSY})154万トン)を上回るように、漁獲圧力を調節し、資源評価において示される管理年度の資源量に、当該漁獲圧を乗じて設定される漁獲可能量による管理を行い、MSYを実現できる資源量の水準への回復を図る。

なお、まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、両魚種の生物学的漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととしている。

また、漁獲可能量による管理に加え、本系群の資源管理の目標の達成を目指す上で、漁業者自身による自主的な資源管理の取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法として引き続き重要である。

このため、資源管理の方向性として、公的規制のほか、資源管理協定等に基づき、漁業者自身による自主的管理を併せて行う。

4 関係者による連携

必要に応じて、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況

1 大中型まき網漁業の自主的管理措置とその取組状況

(1) 資源管理計画における自主的管理措置

年間 60 日以上の休漁を実施している。

(2) その他に取り組む資源管理措置

北部太平洋海区資源管理計画管理委員会が定めた「マサバ太平洋系群管理方策」に基づき、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁等を実施している。

(臨時休漁実績)

年度	休漁日数	休漁統日数 (a)	操業統日数 (b)	削減率 (a/(a+b))
2006漁期(7-6月)	24日	755 統日	1,898統日	28%
2007漁期(7-6月)	31日	883 統日	2,289統日	28%
2008漁期(7-6月)	33日	933 統日	1,964統日	32%
2009漁期(7-6月)	31日	970 統日	1,611統日	38%
2010漁期(7-6月)	26日	843 統日	1,291統日	40%
2011漁期(7-6月)	25日	743 統日	1,474統日	34%
2012漁期(7-6月)	10日	217 統日	1,742統日	11%
2013漁期(7-6月)	22日	583 統日	2,262統日	20%
2014漁期(7-6月)	32日	791 統日	2,116統日	27%
2015漁期(7-6月)	58日	1,425 統日	2,470統日	37%
2016漁期(7-6月)	71日	1,517 統日	2,315統日	40%
2017漁期(7-6月)	69日	795 統日	2,032統日	28%
2018漁期(7-6月)	27日	811 統日	2,325統日	26%
2019漁期(7-6月)	30日	868 統日	2,104統日	29%
2020漁期(7-6月)	19日	503 統日	2,549統日	16%

2 各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況

対象漁業種類	都県名	管理措置	内 容 等
火光利用サバ漁業（サバたもすくい）及び敷網漁業（サバ棒受網）	千葉	休漁	毎週金曜日
サバ釣り漁業	神奈川 （けながわ）	休漁日の設定 操業時間規制	6~8月 每週土 9~5月 每週土及び毎月 第2・第4火曜 5~9月 投錨5時30分、 操業終了15時 10~4月 投錨6時、 操業終了15時
サバたもすくい	神奈川	休漁日の設定	毎週金曜日
サバすくい網漁業及び棒受網漁業	静岡 （しづおか）	操業日数制限	1か月間の操業日数20日間以内
中型まき網漁業	静岡 （しづおか）	休漁	連続した14日間の係船休漁（6月、 11月～翌年5月）及び月3日の定期休漁 月4日の定期休漁

資料 2

沿岸くろまぐろ漁業の承認の
一斉更新の結果について

令和3年11月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

これまで　自由漁業（曳き網漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
(平成23年4月から順次実施)

日本海・九州西広域漁業調整委員会

公取漁業調整委員会
の海町区分

太平洋広域漁業
調整委員会

- 平成26年4月1日以降
広域漁業調整委員会の指示
に基づき隻数制限を導入

- 平成29年1月　更新2回目
- 平成30年7月　更新3回目
- 令和2年7月　期間延長
- 令和3年4月　更新4回目
- 「過去5年間の実績者」
を承認対象とすることで、
太平洋クロマグロの管理を
なお一層推進

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握 (漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、 トン数階層等)

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.5	H27.1	H30.1	H30.7	R3.5	H27.1	H30.1	H30.7	R3.5		
北海道	969	863	844	835	石川県	1,027	985	298	269	山口県	1,816	1,647	1,119	1,059
青森県	2,068	1,938	1,723	1,641	福井県	304	282	268	250	鹿児島県	492	476	417	417
岩手県	119	98	0	8	静岡県	1,025	1,011	957	944	香川県	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	愛知県	1	1	1	0	愛媛県	90	90	36	36
秋田県	175	174	131	131	三重県	1,077	990	877	838	高知県	2,949	2,692	2,142	1,802
山形県	150	142	129	129	京都府	264	264	247	247	福岡県	668	556	534	521
福島県	719	714	703	627	大阪府	11	11	6	6	佐賀県	46	45	45	45
茨城県	367	347	314	296	兵庫県	253	251	248	248	長崎県	2,503	2,503	2,457	2,455
千葉県	580	545	445	445	和歌山県	1,897	1,733	1,207	1,191	熊本県	1,34	114	59	59
東京都	526	515	444	431	鳥取県	651	580	56	56	大分県	146	139	28	21
神奈川県	323	297	277	265	島根県	1,054	1,002	960	957	宮崎県	669	568	567	568
新潟県	186	164	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332
富山県	270	262	172	170	広島県	1	1	1	0	沖縄県	4	4	4	1
					合計					合計	24,086	22,511	18,147	17,408

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】
注1：黄色マークは承認数が1000以上の都道府県

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新の結果について（令和3年5月時点）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	都道府県	広域漁業調整委員会			合計	
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海			日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海		
北海道	225	610		835	石川県	289			289	山口県	1,059				1,059
青森県	810	831		1,641	福井県	250			250	徳島県	4	350	63	417	
岩手県		8			静岡県		944		944	香川県				0	0
宮城県		21			愛知県				0	愛媛県			36	36	
秋田県	131			131	三重県		838		838	高知県	113	1,689			1,802
山形県	139			139	京都府	247			247	福岡県	521				521
福島県		627		627	大阪府			6	6	佐賀県	45				45
茨城県		296		296	兵庫県	248			248	長崎県	2,455				2,455
千葉県		445		445	和歌山県	66	695	430	1,191	熊本県	59				59
東京都		431		431	鳥取県	56			56	大分県	21				21
神奈川県		265		265	島根県	957			957	宮崎県	41	527			568
新潟県		57		57	岡山県				0	鹿児島	326	6			332
富山県		170		170	広島県				0	沖縄県	1				1
									合計		8,268	8,641	499	17,408	

注1:黄色マークは承認数が1000以上の都道府県
 一斉更新後の各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認数(令和3年5月時点)は以下のとおり

- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 8,268
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 8,641
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 499

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

資料3-1

- 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。
 - ①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）
 - ②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種
- 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。
- 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

<漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの>

第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（■、△、▲） 第2陣：利用可能なデータの比較的少ないもの（■、△、○）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量*
	改正漁業法施行				(現行TAC魚種) 累計 60.5%
カタクチイワシ	太平洋系群 対馬暖流系群 瀬戸内海系群	神戸チャート 公表 神戸チャート 公表	SH 会合 SH 会合	SH 会合 SH 会合	比率(累計) 6.1 (66.6)%
ブリ			SH 会合 SH 会合	SH 会合 SH 会合	4.6 (71.2)%
イワシ	対馬暖流系群 太平洋系群	神戸チャート 公表 神戸チャート 公表	SH 会合 SH 会合	SH 会合 SH 会合	3.2 (74.4)%
マダラ	本州太平洋北部系群 本州日本海北部系群 北海道太平洋 北海道日本海	神戸チャート 公表 神戸チャート 公表	SH 会合 SH 会合	SH 会合 SH 会合	2.0 (76.4)%
カレイ類	ソウハチ 日本海西部系群 ムシガレイ 日本海西部系群 ヤナギムシガレイ 太平洋北部 サメガレイ 太平洋北部 アカガレイ 日本海系群 ソウハチ 北海道北部系群 マガレイ 北海道北部系群	神戸チャート 公表 神戸チャート 公表	SH 会合 SH 会合 SH 会合 SH 会合	SH 会合 SH 会合	1.8 (78.2)%
ホッケ	道北系群			SH 会合 SH 会合	1.0 (79.2)%
ムロアジ類	東シナ海		SH 会合 SH 会合	SH 会合 SH 会合	0.9 (80.1)%
サワラ	瀬戸内海系群 東シナ海系群			SH 会合 SH 会合	0.7 (80.8)%
イカナゴ	瀬戸内海東部			SH 会合 SH 会合	0.7 (81.5)%
マダイ	瀬戸内海中・西部系群 日本海西部・東シナ海系群 瀬戸内海東部系群	公表 公表	検討部会 検討部会	SH 会合 SH 会合	0.7 (82.2)%
ヒラメ	ベニズワイガニ 日本海系群			SH 会合 SH 会合	0.6 (82.8)%
	瀬戸内海系群 太平洋北部系群 日本海北・中部系群 日本海西部・東シナ海系群	公表	検討部会	SH 会合	0.3 (83.1)%
フグ類	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 トラフグ 伊勢・三河湾系群			SH 会合 SH 会合	0.2 (83.3)%
	キンメダイ 太平洋系群			SH 会合 SH 会合	0.1 (83.4)%
	ニギス 日本海系群			SH 会合 SH 会合	0.1 (83.5)%

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、
検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進歩状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。
(遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産は乳類は除く。)

* データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）



写

報告事項 イ

3 全漁調連第26号
令和3年10月29日

福島県海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 殿

全国海区漁業調整委員会連合会
会長 鈴木 精

全国海区漁業調整委員会連合会会長・副会長会議の開催について（通知）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
標記の会議を下記のとおり開催いたしますので、お忙しいところ恐縮でございますが、
御出席いただきますよう御案内申し上げます。
なお、出席者について、別紙により11月19日（金）までに御回答いただきますよ
うお願ひいたします。

記

1. 日 時

令和3年12月10日（金） 13時30分から16時00分まで

2. 場 所

東京ベイ有明ワシントンホテル 3階「カトレア」
(東京都江東区有明3-7-11 TEL: 03-5564-0111)

3. 議 題

- (1) 令和3年度各ブロック会議の協議状況等について（国への要望内容）
- (2) その他

4. その他の

今回の会長・副会長会議に係る副会長（会長代行）の旅費は全漁調連会計より支出
します。

事務担当

全国海区漁業調整委員会連合会事務局
(静岡海区漁業調整委員会事務局) 池谷・永倉
TEL 054-221-2737
FAX 054-221-3288

資料 1

各ブロック要望提案項目

令和 3 年 12 月 10 日

全国海区漁業調整委員会連合会

会長・副会長会議

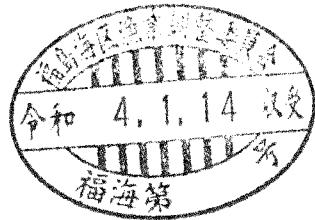
ブロック会議における各海区の令和4年度要望活動に係る提案項目一覧

項目	区分	提案ブロック	頁
I 海区漁業調整委員会制度について			
海区漁業調整委員会について(委員の資質向上)	新規	東日本	1
海区漁業調整委員会制度について	継続	九州	2
海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について	継続	九州	3
II 沿岸漁場の秩序維持について			
「密漁もの」の流通防止	変更 継続	西日本	4
III 太平洋クロマグロの資源管理について			
太平洋クロマグロの資源管理について	継続	日本海	5
クロマグロ資源の適正利用について	変更 継続	東日本	7
太平洋クロマグロの資源管理について	継続	東日本	
太平洋クロマグロの資源管理について	継続	東日本	10
太平洋クロマグロの資源管理について	継続	東日本	12
太平洋クロマグロの資源管理について	継続	東日本	13
クロマグロ資源の適正利用について	新規	東日本	15
太平洋クロマグロの資源管理について	継続	東日本	15
太平洋クロマグロの資源管理について	新規	西日本	17
クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について	変更 継続	九州	18
太平洋クロマグロの資源管理の推進について	変更 新規	九州	19
太平洋クロマグロの資源管理に係る運用について	継続	九州	21
太平洋クロマグロの資源管理の強化に伴う経営安定対策の推進について	継続	九州	22
太平洋クロマグロ(大型魚)の適正な資源管理について	継続	九州	23
IV 沿岸資源の適正な利用について			
沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整および制限について	継続	日本海	24
北太平洋公海におけるさんま等の資源管理措置について	変更 継続	東日本	26
沿岸漁業と沖合漁業の調整について	継続	東日本	27
沿岸漁業と沖合漁業(大中型まき網漁業)の調整について	継続	東日本	28
マサバ太平洋系群の資源の安定確保に向けた必要措置について	継続	東日本	29
公海におけるさんま・まさばの資源管理について	継続	東日本	31
カツオ資源の管理強化について	継続	東日本	32
日本沿岸へのカツオ資源の来遊量回復に向けた取組強化について	変更 継続	東日本	33

大中型まき網漁船のVMS航跡情報の運用・活用について	変更 継続	東日本	34
マサバ太平洋系群に関する新たな資源管理について	継続	東日本	36
沿岸資源の適正利用について	新規	東日本	38
沿岸カツオ資源について	継続	東日本	39
沿岸サンマ資源について	継続	東日本	40
大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	継続	九州	41
大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について	継続	九州	42
大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し拡大等について	継続	九州	43
沿岸資源の適正な利用について	継続	九州	44
V 漁業法改正後の制度運用について			
海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について	継続	日本海	45
漁業法改正後の資源管理について	継続	日本海	46
沿岸資源の適正な利用について	変更 継続	東日本	48
沿岸資源の適正な利用について(改正漁業法における新たな資源管理措置等について)	新規	東日本	50
漁業法改正後の制度運用について	新規	西日本	51
新たな漁業関係法令の改正について	継続	九州	53
改正漁業法における新たな資源管理措置等について	継続	九州	54
水産政策の改革について	変更 継続	九州	55
VI 外国漁船問題等について			
外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について	継続	日本海	56
日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	継続	日本海	57
北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について	継続	日本海	59
対ロシア漁業における操業機会の確保について	継続	東日本	60
ロシア大型冷凍トロール船による漁具被害対策について	変更 継続	東日本	60
伊豆諸島・小笠原海域における外国漁船の違法操業の取締り強化等について	継続	東日本	62
日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について	継続	九州	64
日中・日韓新漁業協定の発効等に伴う今後の対策等について	継続	九州	65
日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について	継続	九州	66
東シナ海における漁船の安全操業確保について	継続	九州	67
日中漁業協定等に基づく外国漁船の操業条件等の堅持について	継続	九州	68

日台漁業取決めの見直しについて	継続	九州	69
日中漁業協定の見直しについて	変更 継続	九州	70
VII 海洋性レジャーとの調整等について			
プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について	継続	日本海	71
ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について	継続	日本海	72
ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について	継続	日本海	73
遊漁者に対するルール作りと漁業との調整について	新規	日本海	74
遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について	新規	東日本	75
ミニボートによる危険行為の防止について	継続	東日本	76
海洋性レジャーとの調整等について(遊漁と漁業の調整)	新規	東日本	77
遊漁と漁業との調整	変更 継続	西日本	79
ミニボートによる危険行為の防止について	変更 継続	九州	80
ミニボートによる危険行為の防止について	継続	九州	81

提案者	提案理由等	令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会要望書（案）
【日本海】	法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げとならないよう、遊漁と漁業の調整に対し実効性のある対策を実施すること。	② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート等を利用する遊漁者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。
【東日本】	遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国を中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。	
【日本海】	海面利用者相互の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行を禁止すること。 ミニボート購入者に対する安全講習会受講を義務付け、反射板や旗等の設置指導を行うとともに、資源管理や安全航行に関する意識啓発を効率的に行えるよう、所有者の組織化を図るなど新たな対策を検討するよう国土交通省へ働きかけること。 ミニボート等安全航行や漁船との衝突事故防止のための目印となる灯火、標識及びレーダー反射板をある程度の高さに掲揚すること等を必須とすること。	3 ミニボートによる危険行為の防止 ① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置 海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。
【東日本】	安全な航行や漁船との衝突事故防止のため、目印となる旗やレーダー反射板の掲示、ポールを立てる装置の設置については、業界への指導や購買者等への普及啓発の強化だけでなく、可能なものについては設置の義務化の検討を行うこと。 海面における航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化など、ミニボートの安全を確保するための制度改正に取り組むこと。	
【九州】	衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。	



写

報告事項 ウ

3 生流第 3982 号
令和 4 年 1 月 14 日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光 様

福島県知事



漁業権に係る資源管理状況等の報告について（報告）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について、別紙のとおり報告します。

記

○ 付帯意見

令和 3 年 3 月末まで試験操業が行われており、現在は、本格的な操業拡大に向け取り組んでいるところ、漁場の利用実態がない又は少ない場所については、やむを得ないものと判断される。

引き続き計画的な漁場の利用及び増産に努めていくべきと考える。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 宗形 電話 024-521-7379）

1 概 要

漁業権を有する者（以下「漁業権者」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第90条第1項及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「施行規則」という。）第28条第1項に基づき、1年に1回以上、漁場の活用状況等を知事に報告することが義務付けられた。

漁業権者から報告を受けた知事は、報告事項に関する意見を付して、海区漁業調整委員会に報告をするものとされた。

2 根拠規定

漁業法第90条第2項、漁業法施行規則第28条第3項

3 報告方法

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について（通知）（令和3年9月17日付け3生流第2247号）」において、各漁業権者へ以下の事項を通知した。

- (1) 報告期限：令和3年11月1日（月）
- (2) 報告方法：法第90条第1項及び施行規則第28条第2項に定める事項について書面により報告
- (3) 報告の対象となる期間：令和2年9月1日から令和3年8月31日まで

4 報告結果

(1) 資源管理の状況

ア 採捕の制限に関する取組

(ア) 第1種共同漁業権漁場

共第11号において、ほっきの採捕数量規制が行われた。

また、共第21号、第22号、第24号、第26号において、あわび、うにの殻長制限及び採捕数量制限が行われた。

(イ) 第2種共同漁業権漁場

共第2号、第4号、第8号、第12号、第14号、第16号、第18号、第20号、第27号において、ひらめの体長制限が行われたほか、共第18号、第20号、第27号においては、ひらめの採捕尾数の制限が行われた。

イ 資源の増殖に関する取組

(ア) 第1種共同漁業権漁場

共第1号、第3号、第8号、第9号、第13号、第15号、第19号、第22号、第24号、第26号において、あわびの種苗放流が行われた。

また、共第19号、第21号、第22号、第24号、第26号において、ほつきの移植が行われた。

(イ) 第2種共同漁業権漁場

共第6号、第7号、第8号、第12号、第14号、第16号において、ひ

らめの稚魚放流が行われた。

(ウ) 第1種、第3種区画漁業権漁場

区第1号、第2号、第3号、第5号において、種場へののり網の移設が行われた。

また、全ての区画漁業権漁場において、漁場保全のためツメタガイの駆除、漁場改善のため耕うん、カキ殻の除去が行われた。

(2) 漁場の活用の状況

別紙2のとおり

(3) その他の取組状況

密漁防止のための看板設置やカメラによる監視活動、見回りが行われた。

また、漁場の清掃活動が実施された。

漁業権に係る資源管理の状況等の報告（共同漁業権）

報告対象期間：令和2年9月1日～令和3年8月31日

…免許していない漁業権

漁業権者	免許番号	関係地区	漁業種類	第1種共同漁業												第2種共同漁業																	
				有資格者数(人・日)	無資格者数(人)	15	15	42	8	15	15	42	42	42	15	42	かにさし網	底魚	底魚														
いわき市漁業組合	共第1号	勿来	小浜	漁業実績(人・日)	56	30																											
いわき市漁業組合	共第2号	勿来	小浜	漁業実績(人・日)																													
いわき市漁業組合	共第3号	小浜	小浜	漁業実績(人・日)	14	14	35	14	14	14	35	35	36	35	14	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35				
いわき市漁業組合	共第4号	小浜	小浜	漁業実績(人・日)																													
いわき市漁業組合	共第5号	小名浜	小名浜	漁業実績(人・日)	0	0	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13			
いわき市漁業組合	共第6号	小名浜	小名浜	漁業実績(人・日)																													
いわき市漁業組合	共第7号	小名浜	小名浜	漁業実績(人・日)	0	0	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
いわき市漁業組合	共第8号	江名町	江名町	漁業実績(人・日)	506	265																											
いわき市漁業組合	共第9号	磐間	磐間	漁業実績(人・日)	20	20	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39		
いわき市漁業組合	共第10号	磐間	磐間	漁業実績(人・日)	344	114																											
いわき市漁業組合	共第11号	沼ノ内	沼ノ内	漁業実績(人・日)	3	3	22	22	5	5	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	
いわき市漁業組合	共第12号	四倉	四倉	漁業実績(人・日)	7	7	36	36	11	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
いわき市漁業組合	共第13号	四倉	四倉	漁業実績(人・日)	107	28																											
いわき市漁業組合	共第14号	久之浜	久之浜	漁業実績(人・日)	13	18																											
いわき市漁業組合	共第15号	久之浜	久之浜	漁業実績(人・日)	117	39																											
いわき市漁業組合	共第16号	久之浜	久之浜	漁業実績(人・日)																													

漁業権に係る資源管理の状況等の報告（区画漁業権）

報告対象期間：令和2年9月1日～令和3年8月31日

漁業権者	免許番号	関係地区	第1種区画漁業				第3種区画漁業				備考
			漁業種類	のり網 ひび式 養殖業	かさ 垂下式 養殖業	わかめ 張網式 養殖業	こんぶ 張網式 養殖業	かさ 養殖業	あさり 養殖業		
相馬双葉漁業協同組合	区第1号	松川浦 (松川)	有資格者数(人)	43	43	43	43	43	43	43	
			操業実績(人・日)	15,204							
	区第2号	松川浦 (和田)	養殖施設数	810柵							
			有資格者数(人)	33	33	33	33	33	33	33	
	区第3号	松川浦 (岩子)	操業実績(人・日)	261							
			養殖施設数	132柵							
	区第4号	松川浦 (新柏)	有資格者数(人)	71	71	71	71	71	71	71	
			操業実績(人・日)	51,618							
	区第5号	松川浦 (全体)	養殖施設数	1,835柵							
			有資格者数(人)	11	11	11	11	11	11	11	
	区第6号	松川浦 (磯部)	操業実績(人・日)	146							
			養殖施設数	50柵							
		有資格者数(人)	112	112	112	112	112	112	112	112	
			操業実績(人・日)								
		有資格者数(人)	9	9	9	9	9	9	9	9	
			操業実績(人・日)								
		養殖施設数									

＜参考：根拠法令等＞

- 漁業法（昭和24年法律第267号）
(資源管理の状況等の報告)

第90条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

- 漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号）
(資源管理の状況等の報告)

第28条 法第90条第1項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1年に1回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

- 2 法第90条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

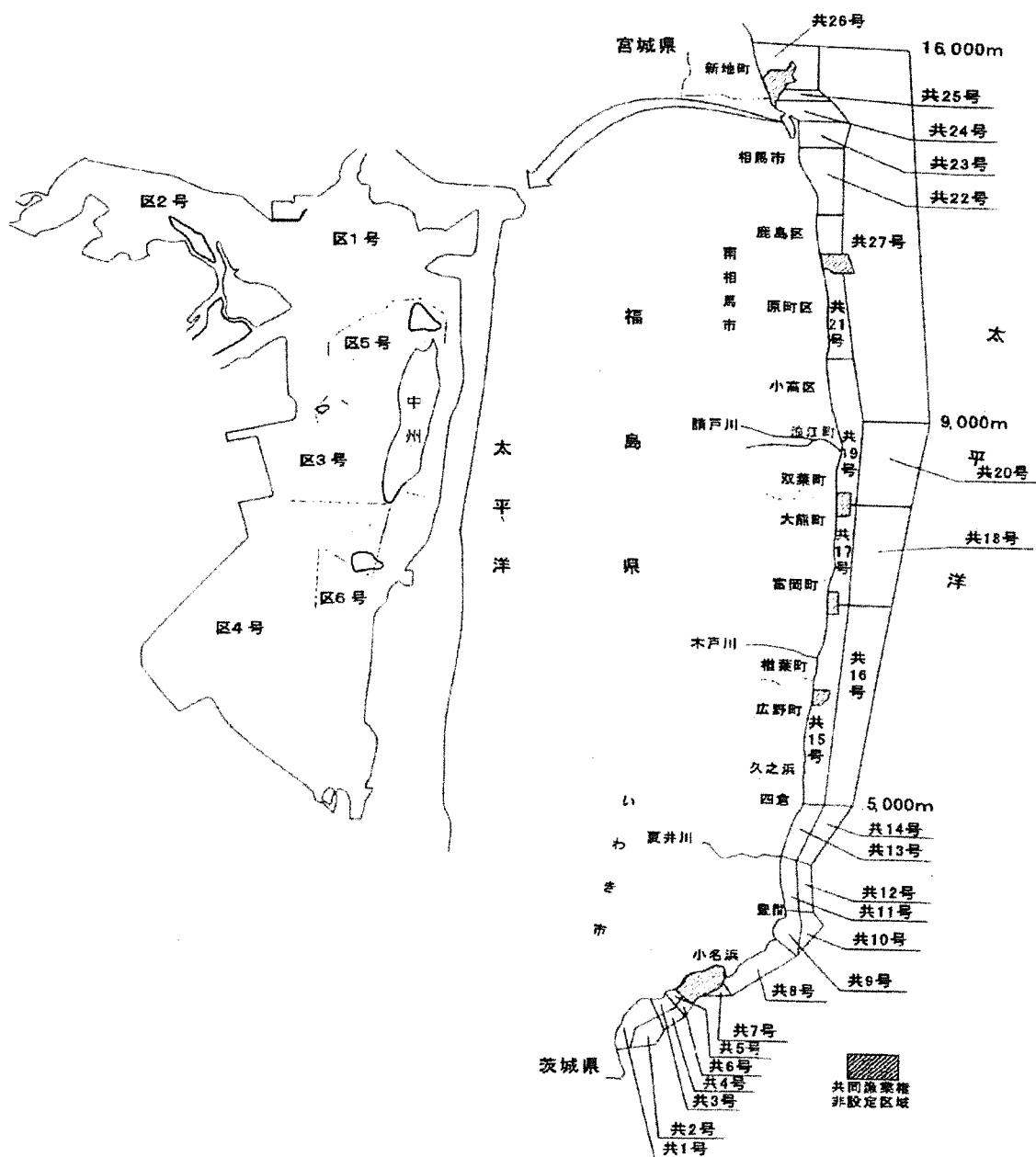
- (1) 漁業権の種類及び免許番号
- (2) 報告の対象となる期間
- (3) 資源管理に関する取組の実施状況
- (4) 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- (5) 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- (6) その他必要な事項

- 3 法第90条第2の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上行うものとする。

1 漁業権連絡図

(1) 区画漁業権漁場連絡図 (松川浦)

(2) 共同漁業権漁場連絡図



2 海面漁業權內容

(1) 海面漁業權免許件數

令和2年3月末現在

漁業権種類	区分	第1種	第2種	第1種 及び2種	第1種 及び3種	単位:件
	区画漁業権	-	-	-	6	平成30.9.1～令和5.8.31
共同漁業権		14	10	3	-	平成25.9.1～令和5.8.31

(2) 共同漁業権

漁業権番号	漁業権者		漁業種類及び漁業名称																		
			第1種共同漁業										第2種共同漁業								
漁業協同組合	支 所	あ	う	か	い	こ	ほ	わ	あ	の	ひ	ま	え	こ	磯魚さし網漁業	底魚さし網	雑魚さし網	かにさし網	えびさし網	小型定置	さけ角網
		わ	び	に	き	が	い	た	ま	が	き	か	め	ら	り	じ	き	も	し	ぶ	" "
共第1号	いわき市	勿 来	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
共第2号																		○	○	○	
共第3号		小 浜	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						
共第4号																		○	○	○	
共第5号		小名浜機船底曳網	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○						
共第6号																		○	○	○	
共第7号			○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
共第8号	いわき市	江名町	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
共第9号		豊 間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
共第10号		沼之内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	
共第11号		四 倉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
共第12号		久之浜	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	
共第13号		富 熊	○	○			○	○	○	○							○				
共第14号		請 戸	○	○			○	○	○	○							○		○	○	
共第15号		鹿 島	○	○			○	○	○	○							○				
共第16号		磯 部	○	○			○	○	○	○							○				
共第17号		磯部・相馬原釜	○	○			○	○	○	○							○				
共第18号	相馬双葉	相馬原釜	○	○			○	○	○	○							○				
共第19号		新 地	○	○			○	○	○	○							○				
共第20号		新地・相馬原釜	○	○			○	○	○	○							○		○	○	
共第21号		新 地	○	○			○	○	○	○							○				
共第22号		相馬原釜・新地	○	○			○	○	○	○							○				
共第23号		新 地	○	○			○	○	○	○							○				
共第24号		相馬原釜・新地	○	○			○	○	○	○							○				
共第25号		新 地	○	○			○	○	○	○							○				
共第26号		相馬原釜・新地・磯部・鹿島・請戸															○	○	○	○	
共第27号																	○	○	○	○	

(3) 区画漁業権

漁業権番号	漁業権者		第1種区画漁業				第3種区画漁業	
	漁業協同組合	支 所	のり	かき	わかめ	こんぶ	かき	あさり
			網ひび式 養殖業	垂下式 養殖業	張繩式 養殖業	張繩式 養殖業	養殖業	養殖業
区第1号	相馬双葉	松川	○		○		○	○
区第2号		"	○		○	○	○	○
区第3号		岩子	○		○		○	○
区第4号		"	○	○	○		○	○
区第5号		岩子・松川	○		○		○	○
区第6号		松川	○	○	○		○	○